

## 平成 24 年度統計法施行状況報告の事項別推進状況及び 審議における共通的な視点等

### (第 3 ワーキンググループ審議担当分野 (抜粋))

|   |    |
|---|----|
| ○ 行政記録情報等の活用                            | 1  |
| ○ 民間事業者の活用                              | 3  |
| ○ 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用              | 4  |
| ○ 実査体制 (都道府県の統計専任職員等) の機能維持、国と地方公共団体の連携 | 7  |
| ○ 統計職員等の人材の育成・確保                        | 9  |
| ○ 統計ニーズの継続的な把握・活用                       | 12 |
| ○ 統計の評価を通じた見直し・効率化                      | 13 |
| ○ 統計に対する国民の理解の促進                        | 14 |
| ○ オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供                | 17 |
| ○ 統計データ・アーカイブの整備                        | 18 |
| ○ 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進   | 19 |
| ○ 統計の中立性                                | 20 |



第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

1 効率的な統計作成

(1) 行政記録情報等の活用

| 【本文】  | 【今後の施策の方向性についての基本的な考え方】<br>(平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告)  |   |
|---|---|---|
| <p><b>ア 現状・課題等</b></p> <p>統計調査に行政記録情報等を活用することは、近年の統計調査環境の変化への対処、統計精度の維持・向上、報告者の負担軽減や統計作成の簡素・効率化にとって極めて有効である。特に、近年、統計調査に対する国民や企業の協力が得られにくくなってきており、また、統計調査員が高齢化しつつあるなど、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増していることから、行政記録情報等の活用による業務の効率化は極めて重要な課題となっている。</p> <p>諸外国においては、統計作成に行政記録情報等が広く活用されているのに対し、我が国では、他の行政機関等が保有する行政記録情報等を活用している例は極めて少ない。その理由として、行政記録情報等の大半が各行政機関等の許認可や届出等の事務として収集される情報であることから、行政記録情報等の保有機関(以下「保有機関」という。)において、収集した情報を本来の収集目的以外に利用させることについて、収集対象である個人や企業からの理解や協力が得られず、結果的に収集業務に支障が生じるのではないかと、の危機を持つことが挙げられている。</p> <p>このような背景の下で、統計法では、新たに統計作成への行政記録情報の活用を推進するための法的な仕組みが整備された。</p> <p>今後、統計作成機関は、所管の統計調査に活用できる行政記録情報等を具体的に調査し、統計法に規定する行政記録情報の提供要請の活用も含め、積極的に行政記録情報等を活用していくことが必要である。また、行政記録情報等の活用の有用性ととも、統計作成に利用しても個人や企業の情報が漏えいするおそれがないことなどの安全性を国民に十分理解してもらえるよう努力することが必要となっている。</p> | <p><b>イ 取組の方向性</b></p> <p>統計委員会における基本計画の審議において行政記録情報等の活用が有用と認められた統計調査や統計委員会の答申において「今後の課題」として行政記録情報等の活用を検討すべきとの意見が付された統計については、行政記録情報等を積極的に活用する方向で具体的な作業や課題解決に向けた検討を速やかに実施する。</p> <p>また、今後とも行政記録情報等の活用を推進していくため、統計調査の実施計画の策定に当たっては、当該統計の整備に活用できる行政記録情報等の有無等について事前に調査し、検討することを原則とする。</p> <p>さらに、秘密保持の確保を含む特別の法令の規定による制約など、保有機関が行政記録情報等を提供することが困難とする合理的な理由が存在する場合、その代替措置として、費用等を原則として統計作成機関が負担した上で、保有機関が統計作成機関からの要望に対応したオーダーメイド集計の形態による集計表の作成を行うことを原則とする。</p> <p>なお、行政記録情報等の活用の実現に向け具体的な検討を行う上で保有機関の協力が不可欠であることから、関係府省は、保有機関における行政記録情報等の収集業務への支障に対する危機が解消されるよう、統計作成において行政記録情報等を活用することの有用性や、統計作成に利用しても個人や企業の個別情報が識別されるおそれはないことなどの安全性に関し国民に十分理解してもらうための具体的方策を検討し、早急を実施する。</p> | <p>○ 統計調査に行政記録情報等を活用することは、①統計調査環境の変化への対処、②統計精度の維持・向上、③報告者の負担軽減や④統計作成の簡素・効率化という観点から極めて有効である。</p> <p>○ このため、各府省では、条件整備の整った情報から順次活用を行うよう、引き続き、不断の調査・検討が必要である。</p> <p>○ また、オーダーメイド集計による税務データの活用については、国税庁から4つの条件を満たせば活用が可能との意向が示されたことから、各府省の統計部局においても、所管する統計へのオーダーメイド集計による税務データの活用可能性を検討し、必要に応じて国税庁との具体的な調整を行うべきである。</p> |

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

| No           | 項目   | 具体的な措置、方策等   | 担当府省                     | 実施時期                          | 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況   | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等  | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等           |
|--------------|--|--|--------------------------|-------------------------------|--------------|--|-------------|--|--|
| 110<br>(p40) | 第3<br>1 効率的な統計作成<br>(1) 行政記録情報等の活用<br>ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査 | ○ オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。                       | 財務省、経済産業省等               | 平成21年度から具体的検討を行う。             |              | ○ 平成23年度に、財務省、国税庁及び経済産業省の3省庁間で、経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用は、申告者の単位、項目概念の相違、電子データ化の状況により、実施困難との結論に至った。<br>しかしながら、地域や業種を限定するなどしたデータに基づいた、検証を行うべきとの統計委員会の指摘により、今年度は検証のための具体的な税務データの提供範囲や方向性について、3省庁間で検討を行った。【財務省、国税庁及び経済産業省】   | 実施予定        | 地域や業種を限定して作成したオーダーメイド集計の形態による税務データの集計表を基に、経済センサス活動調査への活用の可能性について検証し、25年度中に結論を得る予定。 | ○ 行政記録については、税務情報の活用が重要ではないか。             |
| 111<br>(p40) |  | ○ 漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用など、統計委員会の答申において検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録情報等の積極的な活用を検討する。 | 関係府省(農林水産省、国土交通省、厚生労働省等) | 統計調査ごとに次回調査の企画時期までに検討し、結論を得る。 | 厚労省の実施済は妥当。  | ○ 平成23年調査の企画を行い、医療施設調査において医療法に基づく届出のうち「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとした。<br>○ 平成22年12月17日に統計委員会へ諮問し、第25、28、29回人口・社会統計部会による審議を経て、平成23年4月22日に統計委員会において答申が採択され、平成23年度調査から活用を開始した。【以上厚生労働省】<br>○ 2013年漁業センサス実施の際、漁船登録データを母集団整備に活用することで統計委員会の了解を得た(平成25年2月15日答申)。【農林水産省】<br>○ 法人土地基本調査への固定資産課税台帳などの行政記録情報の活用については、検討の結果、実施困難との結論に至り、このことについて、平成24年12月21日開催の統計委員会において審議された結果、「時間と経費を要するなど非効率であるとの認識について十分理解できることから、今回の計画変更において、固定資産課税台帳を活用しないことはやむを得ない」との答申がなされた。【国土交通省】 | 実施済         | —  | ○ 電子化の状況等を含めて利用可能な行政記録情報を具体的に検討すべきではないか。 |

| No           | 項目   | 具体的な措置、方策等   | 担当府省 | 実施時期             | 昨年度の統計委員会の評価                       | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況   | 実施済・実施予定等の別                        | 平成25年度中の見込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等  |
|--------------|--|--|------|------------------|------------------------------------|--|------------------------------------|-----------------|---|
| 112<br>(p40) | 第3<br>1 効率的な統計作成<br>(1) 行政記録情報等の活用<br>イ 行政記録情報等の調査の原則化 | ○ 調査計画の策定の際、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について事前に調査・検討する。  | 各府省  | 平成21年度から実施する。    |                                    | ○ 調査計画を策定する際に検討を行っているが、平成24年度に新たに活用した事例はない。【総務省】<br>○ 平成24年度に調査計画を策定する統計調査について、活用できる行政記録情報の有無の確認を行ったが、新たに活用した実績なし。【文部科学省】<br>○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の実施に係る承認申請の際に、事前に省内において、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について確認・検討を行っている。<br>○ 社会医療診療行為別調査及び医療費の動向調査について、平成23年度に引き続き行政記録情報を活用し、統計作成を行った。また、平成24年度は地域児童福祉事業等調査(認可外保育施設調査)、消費生活協同組合(連合会)実態調査、社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査について行政記録情報を活用し、調査を行った。【以上厚生労働省】<br>○ 統計法に基づく承認申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を行い、平成24年度は、農業協同組合及び同連合会等一斉調査(一般統計調査)において一部の調査項目を行政記録情報で代替することとし、調査を行った。【農林水産省】<br>○ 総務省への統計調査の実施に係る承認申請を実施する際、行政記録の利活用が可能かどうかの検討を行ったが、新たに活用した実績なし。【経済産業省】<br>○ 統計調査の計画に際し、行政記録情報活用の可能性について検討を行っているが、新たに活用した実績はない。【国土交通省】<br>○ 平成24年度に調査計画を策定する統計調査について、活用できる行政記録情報の有無の確認を行ったが、新たに活用した実績はない。【環境省】 | 継続実施                               | —               | ○ 行政記録も、内容が区々となっているため、内容を精査した上で、利活用の検討を進める必要があるのではないか。<br>○ 行政記録情報の統計情報への活用のため、制度的・法律的問題も含めて検討すべきではないか。<br>○ 行政記録情報の利活用を進めるためには、統計側から言うだけではなかなか進まないで、どのようにして行政記録情報の保有部局に協力していただくかという環境作りが必要ではないか。 |
| 113<br>(p42) |  | ○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認し、必要に応じ、保有機関に対する協力要請を行う。   | 各府省  | 平成21年度から実施する。    |                                    | ○ 総務大臣による統計調査の承認の審査に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認している。【総務省】  | 継続実施                               | —               |   |
| 114<br>(p42) | ウ 保有機関における集計の活用  | ○ 統計作成機関が提供要請を行った行政記録情報について、合理的な理由に基づいて提供することが困難な場合、その代替措置として、当該作成機関からの要望に対応したオーダーメイド集計の形態による集計表の作成等を行うことを原則とする。<br>なお、この場合の費用等は、基本的には統計作成機関が負担する。                       | 各府省  | 平成21年度から実施する。    |                                    | [各府省ともに、平成24年度における該当事例はない。]  | 継続実施                               | —               |   |
| 115<br>(p42) | エ 行政記録情報等の活用に関する環境整備                                   | ○ 各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。<br>① 行政記録情報等の活用について、保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策<br>② 行政記録情報等について、直接統計作成に利用すること、補助情報として活用すること、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み | 総務省  | 平成23年度を目途に結論を得る。 | 会議の設置は実施済、会議における検討は継続実施という自己評価は妥当。 | ○ 行政記録情報等を用いて作成・公表されている業務統計や行政記録情報等を活用した統計調査について、最新の状況を把握するため、各府省の協力の下、平成22年度及び平成23年度に引き続き、平成24年度においても、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を実施した。   | 実施済<br>(ただし、行政記録情報の活用については、引き続き推進) | —               |   |

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容



第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

1 効率的な統計の作成

(2) 民間事業者の活用

| 【本文】  | イ 取り組みの方向性   | 【今後の施策の方向性についての基本的な考え方】<br>(平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告)  |
|---|--|---|
| <p>近年の厳しい財政状況の下で、新たな統計作成のニーズに的確に対応していくためには、これまで以上に積極的かつ効果的に民間事業者を活用することが必要である。一方、民間事業者の活用にあたっては、統計の品質の維持・向上、報告者の秘密保護、信頼性の確保等が前提であることや、公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が担うものであり、国が行う重要な統計調査については、企画立案業務等の中核的業務は国が自ら行うことが適当であることにも留意が必要となっている。</p> <p>また、民間事業者をより適正かつ効果的に活用できるよう環境整備を行うことや、新たな業態の創出や創意工夫等により今後向上する可能性のある民間事業者の履行能力を継続的に把握することも必要である。</p> | <p>郵送による実査業務、照会対応業務等の民間事業者が優れたノウハウやリソースを持つ業務については、積極的に民間事業者を活用する。</p> <p>一方、調査員による実査業務については、現時点の民間事業者の履行能力を勘案し、事業者における調査員の確保方法、調査員の能力及び経験、調査員の指導、管理体制等の実情を的確に把握し、活用の可能性を十分に検討する。</p> <p>特に、以下の調査は、調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがあるため、慎重かつ十分に検討する。</p> <p>① 国が行う多数の統計調査の母集団情報を提供することを目的とした調査(国勢調査、経済センサス)</p> <p>② 一定の行政分野(日本標準産業分類の大分類に該当する産業分野等)又は生活分野に関する国の統計調査(標本調査)の母集団情報を提供することを目的とした調査(農林業センサス、国民生活基礎調査等)</p> <p>③ 閣議に定期的に報告され、調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査(労働力調査、小売物価統計調査等)</p> <p>また、民間事業者をより適正かつ効果的に活用する観点から、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成19年5月30日改正)の改定を行うなど環境整備を図るとともに、民間事業者の履行能力を継続的に把握し、活用の在り方について適宜見直しを行う。</p> | <p>○ 民間事業者を活用している統計調査の割合は年々増加する傾向にあり、特に統計事務の種類では、データ入力、符号、チェック等の入力・集計業務や、実査準備の民間委託の割合が高いという状況にある。各府省は、これら民間事業者が優れたノウハウを持つ分野において、効率的な統計の作成・提供を進める観点から、引き続き民間事業者を積極的に活用することが必要である。ただし、企画立案業務等の中核的業務は、国が自ら行うことが適当であることにも留意が必要である。</p> <p>○ また、各府省は、民間事業者をより適正かつ効果的に活用する観点から、関係府省間の情報交換や、統計調査業務に係る民間事業者やその団体との意見交換を今後も継続して実施し、民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善を図ることが必要である。さらに、民間事業者の活用にあたっては、業務の見直しも含めて検討することも必要である。</p> <p>○ なお、民間事業者活用ガイドラインについては、基本計画で指摘された事項は既にガイドラインに反映されており、更なる改定の余地は乏しいものと考えられることから、ガイドラインの改定に関する「実施済」との自己評価は妥当と整理する。</p> |

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

| No           | 項目   | 具体的な措置、方策等   | 担当府省           | 実施時期          | 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 | 審議にあたって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
|--------------|--|--|----------------|---------------|--------------|---|-------------|-----------------|--------------------------------|
| 116<br>(p42) | 第3<br>1 効率的な統計の作成<br>(2) 民間事業者の活用<br>ア 民間事業者の積極的な活用等 | ○ 総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議にあたっては、所管府省における民間事業者の活用に関する検討状況を確認する。                        | 内閣府(統計委員会)、総務省 | 平成21年度から実施する。 |              | ○ 総務大臣による統計調査の承認の審査にあたっては、所管府省における民間事業者の活用に関する検討状況を確認しており、基幹統計調査については、住宅・土地統計調査及び漁業センサスにおけるコールセンターの設置について、民間事業者への委託により実施することを承認した。【総務省】<br>○ 基幹統計調査の審議ごとに、必要に応じて民間事業者の活用に関する審議を行った。その結果、審議した2件の民間委託(住宅・土地統計調査、漁業センサス(コールセンターによる照会対応))について、適当との答申をした。【内閣府(統計委員会)】  | 継続実施        | -               |                                |
| 117<br>(p42) | イ 適正活用のための環境整備                                       | ○ 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する。                             | 総務省            | 平成21年度に実施する。  | 実施済は妥当。      | ○ 基本計画における民間事業者の活用の取組の方向性を踏まえ、「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し(平成22年3月25日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成を明示。なお、併せて、ガイドラインの名称を「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(以下「民間事業者活用ガイドライン」という。)に変更。   | 実施済         |                 |                                |
| 118<br>(p42) | ウ 民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善                              | ○ 統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法についての検討の場を設置し、検討する。  | 各府省            | 平成22年度から検討する。 |              | ○ 「統計基盤の整備に関する検討会議」(平成21年6月24日付け各府省統計主管部局長等会議申合せにより設置)の下に、「民間事業者の活用の見直し・改善に関するワーキンググループ」(以下「民間事業者活用WG」という。)を平成22年4月に設置し、府省横断的な検討を開始し、各府省が設定する統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法等について情報共有を実施するとともに、誓約書の徴収や公的資格・認証の取扱等の明確化を図る観点から、平成24年4月6日に「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」(各府省統計主管課長等会議申合せ)を改定。今後は、品質保証ワーキンググループによる統計の品質(プロセス保証)の検討状況を踏まえつつ、民間事業者における統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法について、引き続き、検討を行っていく。 | 継続実施        | -               |                                |
| 119<br>(p42) |  | ○ 統計調査業務に係る民間事業者の団体との意見交換等を通じた民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果の検証等を行うとともに、これらの情報の共有化を図るための場を設置し、毎年開催する。 | 各府省            | 平成22年度から実施する。 |              | ○ 各府省と統計調査業務に係る民間事業者団体・民間事業者との意見交換を平成25年2月に開催し、民間事業者の履行能力の実態把握及び民間事業者の活用効果等を検証するために重要な入札及び受託業務の履行についての意見交換を行い、今後の民間事業者の活用を行っていく上での基礎資料として活用。今後も民間事業者の団体との意見交換等を毎年開催し、民間事業者の活用効果の検証等を行っていく。  | 継続実施        | -               |                                |

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用

| 【本文】  |   |
|---|---|
| ア 現状・課題等  | イ 取り組みの方向性  |
| <p>(ア) 公的統計の整備に必要な統計リソースの現状及び課題<br/>分散型統計機構を採用している我が国においては、各府省がそれぞれの予算・定員枠の中で、必要な統計リソースを確保することとなっているが、統計部門への配分については、各府省の中での優先順位が必ずしも高くなかった。<br/>このような中、各府省は、機械化の推進や民間事業者の活用等により、合理化を徹底し、統計関係予算については、平成19年度までの5年間の平均額が約450億円と、その前の5年間に比べ約1割減少するとともに、各府省の統計担当職員数は、昭和42年度の約19,000人弱から平成19年度には5,000人弱と約74%減少している。<br/>一方、経済・社会が複雑・高度化する中であって、合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報としての公的統計に対する要求水準が質・量ともに高まっており、統計の品質の維持・向上とともに、国際的にみて停滞している分野における統計の改善や、新たな統計整備への対応等が今後の課題となっている。<br/>例えば、我が国の国民経済計算においては、生産側計数など四半期推計の系列が諸外国と比べて少なく、生産性分析に資するための計数が充実しておらず、経済構造の変化の把握に課題が生じている。また、年次推計において生産、分配及び支出のいわゆる三面等価のバランスがとれておらず、GDPについて、生産側と支出側推計で数兆円に及ぶ不突合があるなどの課題が解消されていない。さらには、一次統計等との適切な連携ができず、経済統計の整備に当たり国民経済計算の側で積極的な対応ができない状況もみられる。<br/>これらの課題を着実に解決し、精度が高い統計を作成し続けるためには、推計のシステム開発面を含めて必要な統計リソースを確保することが不可欠である。しかしながら、我が国においては、IMFが平成18年に公表した「マクロ経済統計に関する評価報告書」(Japan: Report on the Observance of Standards and Codes(ROSC)-Data Module(2006))でも「国民経済計算作成のためのリソース」が「基準を概ね満たしていない」との指摘を受けるなど、国際的にみても著しく脆弱な状況(国民経済計算の作成に従事している者の人数は、我が国は約50名であるが、ほかの先進国は100人から200人程度)にある。また、人材の質の面でも、高度な専門性が要求されるにもかかわらず、頻繁な人事異動の結果、必要な専門家が育成されていないとの指摘があり、諸外国と遜色ない統計リソースを確保することが必要である。<br/>(イ) 統計の信頼性の確保並びに新たな統計の整備及び提供への対応の必要性<br/>政府は、社会の発展を支える情報基盤として必要な統計を提供する責務を負っており、統計の公表の遅延や品質の低下は許されない。<br/>また、今後、統計の体系的な整備を行うに当たっては、産業全体を包括的にとらえる統計や、新興の事業分野あるいは各府省の所管にまたがる分野の統計の整備を進めていく必要がある。<br/>さらに、第3の4(1)で記述するオーダーメイド集計並びに匿名データの作成及び提供の推進など、新たな統計の整備及び提供ニーズに的確に対応する必要がある。<br/>このような社会の情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な責務の一つであるという認</p> | <p>基本計画を踏まえ、時代の変化や社会のニーズに的確に対応した統計を体系的に整備し、社会の情報基盤としてふさわしい統計を政府が責任を持って提供する観点から、必要な統計リソースの確保及び有効活用に最大限努力する。特に、国民経済計算に関する課題を着実に解消するため、質及び量ともに諸外国と遜色のない統計リソースの確保に努める。<br/>また、府省横断的な基幹統計調査の実施や緊急のニーズに的確に対応した統計の作成に当たっては、統計リソースの有効活用策についても検討する。<br/>さらに、統計リソースの確保及び有効活用を推進するため、各府省の取組状況に関する情報の共有等を行うなど、政府全体の調整を図る。</p> |

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

| No           | 項目  | 具体的な措置、方策等  | 担当府省 | 実施時期          | 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
|--------------|---|---|------|---------------|--------------|---|-------------|-----------------|--------------------------------|
| 120<br>(p44) | 第3<br>2 統計リソースの確保及び有効活用<br>(1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用<br>ア 政府全体の調整機能の発揮 | ○ 各府省と協力し、新たな統計の作成、統計調査の実施等に際し、その計画策定等を支援する専門家集団を編成することについて、その可否を含めて検討する。 | 総務省  | 平成22年度から検討する。 |              | ○ 統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループで専門家集団を編成することについての可否を含めて検討を行った結果、専門家集団を編成することは、現状においてニーズや編成を行うための要員の確保する余裕・見込みがなく、新たな統計調査の実施や統計の実施に際しては、各府省における研究会の開催を通じて有識者の知見等が活用されているところであり、専門家集団を編成することは現実的ではない。しかしながら、専門家集団を代替えるものとして、既存の組織・機能及び再任用職員等の活用という方向で検討を進めていく。 | 実施困難        | —               |                                |

| No           | 項目  | 具体的な措置、方策等   | 担当府省 | 実施時期          | 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
|--------------|---|--|------|---------------|--------------|---|-------------|-----------------|--------------------------------|
| 121<br>(p44) | 第3<br>2 統計リソースの確保及び有効活用<br>(1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用<br>イ 各府省の取組 | ○ 新たな統計の整備及び提供のニーズに的確に対応しつつ、質の高い統計を提供するため、統計の体系的整備の推進及び報告者の負担軽減に加え、統計リソースの確保及び有効活用の観点から、既存統計の見直し・効率化を行う。       | 各府省  | 平成21年度から実施する。 |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国家公務員の勤務条件の維持に資する適正な調査となるよう、報告者の負担軽減の観点から踏まえつつ、必要最小限の調査項目を毎年決定している。【人事院】</li> <li>○ 平成24年就業構造基本調査の実施に際し、一部地域(県庁所在地、政令指定都市、人口30万以上都市)に対し、インターネットを用いた回答方式を導入。【総務省】</li> <li>○ 報告者の負担軽減及び統計リソースの有効活用の観点から、オンライン調査の推進を図り、調査の効率化に努めた。<br/>平成24年度から保健師活動領域調査(活動調査)及び被保護者調査において報告をオンラインで実施し、社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査において調査票の一部をオンラインで実施した。【厚生労働省】</li> <li>○ 既存統計を見直す際は、行政ニーズなどを踏まえつつ、報告者の負担軽減等の観点でも検討を行っている。【農林水産省】</li> <li>○ 平成26年に実施予定の経済センサス-基礎調査と商業統計調査について、総務省と連携の上、両調査を同時実施する体制の構築や調査内容の見直しを行い、報告者負担の軽減、事務の効率化を図った。</li> <li>○ 特定サービス産業実態調査について、調査の効率的な実施や報告者負担の軽減といった観点から、対象業種や調査経路、調査周期等の抜本的な見直しについて検討を行った。</li> <li>○ 経済産業省生産動態統計について、調査品目の見直しを行い、ニーズのある新規品目を追加し、必要性の乏しくなった品目を整理・簡素化した(1,666品目→1,644品目)。【以上経済産業省】</li> <li>○ 既存統計について、報告者負担軽減等の観点で見直し・効率化の検討を行っている。【国土交通省】</li> </ul> | 継続実施        | —               |                                |
| 122<br>(p44) |   | ○ 社会の情報基盤としてふさわしい統計を適時・適切に提供する観点から、基本計画の実施に必要な統計リソースを確保するよう措置する。   | 各府省  | 平成21年度から実施する。 |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本計画推進のための各種専門会議や調査研究を行うための経費を平成25年度予算に計上。【総務省】</li> <li>○ 「統計データの有効活用の推進」に必要な経費等を平成25年度予算に計上。【文部科学省】</li> <li>○ 平成24年度においては、国民生活基礎調査に関する分析のための国民生活基礎調査統計分析専門官(1名)と21世紀成年者縦断調査の新たなコーホート追加に伴う係長(1名)を平成24年10月から設置した。</li> <li>○ 平成25年度においては、WHO国際統計分類協力センター業務に関する体制強化のために国際統計調整官を1名、人口動態死因基本分類の管理に係る体制整備のために、死因基本分類管理専門官1名及び死因基本分類管理係長1名が平成25年10月から定員として認められた。【以上厚生労働省】</li> <li>○ 基本計画に定められた具体的取組に対応した、経済産業省所管の統計基盤の整備に関する調査・検討のため、平成25年度予算を確保した。【経済産業省】</li> </ul>   | 継続実施        | —               |                                |
| 123<br>(p46) |   | ○ 業務の内容に応じて必要な人材の量(特に、実査、審査、集計部門において重要な要素)と質(特に、企画、分析・公表部門において重要な要素)のバランスにも配慮しつつ、研修や人事交流の充実等により、中核的職員の確保に努力する。 | 各府省  | 平成21年度から実施する。 |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総務省や内閣府経済社会総合研究所で行われている研修の受講を通じて、統計関連業務に必要な知識・技術を職員に習得させるなど、必要な統計リソースの確保を行っている。【人事院】</li> <li>○ 内閣府経済社会総合研究所において、職員の統計関連業務に関する能力向上を目的とした研修を実施した。【内閣府】</li> <li>○ 職員を集め研修を行うなど、各統計業務を担当する職員の育成に努めている。【警察庁】</li> <li>○ 統計研修所においては、平成24年7月～8月に、国・地方公共団体等へ意見・要望調査及びヒアリングを実施し、その結果を踏まえて、平成25年度研修計画において、「PCを用いた統計入門」及び「一般職員課程」の実施回数をそれぞれ増加させることとした。</li> <li>○ 平成25年2月から3月にかけては、地方公共団体における統計活動の実態把握を行うとともに、同年3月には外部有識者との意見交換を行い、時代やニーズに合った研修の実施に向けた研修体系全体の見直しを進めた。<br/>総務省内の職員に対する取組は、以下のとおり。<br/>・平成22年度に策定した研修実施方針に基づき、平成25年3月までの研修計画を策定した上で、研修を実施。<br/>・統計研修所等が行う各種統計研修の積極的な受講を働きかけ<br/>ており、引き続き働きかけを行っていく予定。<br/>・各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っている。<br/>・さらに、統計担当職員の能力の一層の高度化を図るため、</li> </ul>  | 継続実施        | —               |                                |



| No           | 項目                | 具体的な措置、方策等   | 担当府省 | 実施時期          | 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況   | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
|--------------|-------------------|--|------|---------------|--------------|--|-------------|-----------------|--------------------------------|
|              | (続き)              |  |      |               |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査対象者である学校現場や社会教育施設を訪問し意見交換を行うなど、統計職員としての資質向上のための新たな取組を行った。【文部科学省】</li> <li>○ 人員数については業務ごとに適正なマンパワーの確保、人材についてはスキルアップを前提に考え、1年から3年周期等の各調査周期に合わせた在任年数、また研修により、専門家育成を図っている。なお、今後も研修については引き続き充実を図る。【厚生労働省】</li> <li>○ 計画的な研修の実施に努めており、平成24年度については、受講者数は108人(前年度151人)であった。また、24年度は33人が総務省統計研修所の研修を受講した。</li> <li>○ 統計組織における人事交流に向けた行動計画(統計部における人事異動に向けた方針)を策定し、人事交流の拡大を推進。【以上農林水産省】</li> <li>○ 研修については、アンケート等を基に、より効果的な見直しを図った上で、統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を実施しており、平成24年度には計16講座を実施した。</li> <li>○ 人事交流については、専門的能力の向上に配慮しつつ、省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を行う等して、統計分野の専門的人材の計画的育成に努めている。また、省外においても、統計審査等の業務のために総務省等に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の推進を図っている。【以上経済産業省】</li> </ul> |             |                 |                                |
| 125～127(p48) | ウ 各府省の取組への支援      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各府省における予算及び定員面を中心とした取組状況に関する情報の共有・調整等を行うための場を設置する。</li> <li>○ 上記の情報の共有・調整等を踏まえ、毎年度の概算要求時に「各府省統計調査計画等審査意見」を提出する仕組みを活用するなどして、各府省が行う統計リソースの確保及び有効活用の実現が図られるよう財政当局に働きかける。</li> <li>○ 定員管理当局に対し、各府省が整備する統計の必要性等について情報提供を行う。</li> </ul> | 総務省  | 平成22年度から実施する。 |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各府省における統計リソース(予算及び定員)の確保に向けた取組の参考とするため、前年度に引き続き、歳出予算概算要求書の提出前(平成24年6月)に、統計リソースWGの場を活用して、平成25年度概算要求・定員要求に向けた各府省の検討状況について情報共有・意見交換を実施。また、各府省のニーズも踏まえ、歳出予算概算要求書の提出後(平成24年10月)に開催した統計リソースWGにおいて、要求実績に係る情報共有等を実施。</li> <li>○ 各府省が次年度に実施予定の統計調査計画等に係る事前審査のスキームを活用し、平成24年度についても、その審査結果を財政当局に通知することにより、各府省の適正な統計リソースの確保等が図られるよう働きかけを実施しているところ。</li> <li>○ また、各府省が次年度に実施予定の統計事業の事業計画等を取りまとめた「各府省統計事業計画一覧」を、平成24年度についても、定員管理当局に提供し、情報提供・周知を図っているところ。</li> </ul>   | 継続実施        | —               |                                |
| 128(p48)     | エ 府省横断的な統計ニーズへの対応 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効率的な統計整備を図る観点から、府省横断的な基幹統計調査の実施等に総務省の機能及び統計リソースを最大限に活用する。また、関係府省の協力により、必要に応じて共管・共同調査として実施することも検討する。</li> </ul>  | 各府省  | 平成21年度から実施する。 |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総務省及び経済産業省において、平成26年に実施する「平成26年経済センサス-基礎調査」及び「平成26年商業統計調査」の同時実施に向けて、「平成26年経済センサス-基礎調査及び平成26年商業統計調査のための試験調査」を実施。</li> <li>○ 総務省・経済産業省の共管調査として、各府省の協力の下、平成24年2月に実施された「経済センサス-活動調査」について、平成25年1月に速報を公表した。</li> <li>○ 総務省・経済産業省共管の一般統計調査として、平成22年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」を開始。平成24年5月に第3回「情報通信業基本調査」を実施し、平成24年10月31日に速報、平成25年3月22日に確報を公表した。【以上総務省及び経済産業省】</li> </ul>   | 継続実施        | —               |                                |



第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携

|  |   |
|--|---|
| 【本文】   |   |
| <p><b>ア 現状・課題等</b></p> <p>(7) 実査体制の現状及び課題<br/>         地方公共団体の統計部局は、地方公共団体における統計の整備及び提供を推進する役割とともに、国の基幹統計調査の実施においても重要な役割を担っている。地方公共団体の統計部局を通じた国の統計調査の系統は、大規模統計調査の実施に当たり、統計の真実性・統一性の確保等の観点から、我が国の統計調査の基盤を確立する上で重要な役割を果たしている。また、統計調査員による調査は、調査票の回収率や記入内容の正確性が高まるという利点があるなど、統計調査の確実性及び統計内容の正確性の確保に大きく寄与するものとなっている。<br/>         しかしながら、次のような課題が生じており、その改善が求められている。<br/>         ① 都道府県の統計主管課の職員(統計専任職員)や市町村の統計関係職員については、地方行財政改革の推進や市町村合併が進展する中で、大幅な削減が進められていること。<br/>         ② 統計調査の業務量は、大規模周期調査の実施時期によって大きく変動する一方、実査の現場を担当する市町村では、統計担当課・係において統計調査事務と他業務を兼務していることが多いことから、調査実施時期と他の業務の繁忙時期が重複した場合には要員の確保が困難となるなど、業務量の平準化が大きな課題となっていること。<br/>         ③ 統計専任職員の平均年齢の上昇に伴い、国が交付している統計調査事務地方公共団体委託費注8の基準単価と実態との乖離が生じ、都道府県の負担が増大するとともに、同委託費の交付対象外となっている職員定数条例外の再任用短時間勤務職員の配置も増加しつつあること。<br/>         ④ 統計調査員については、高齢化や個人情報保護意識の高まり等による報告者の協力意識の低下などの調査環境の変化に伴い、質及び量の両面でその不足が進み、特に大都市部を中心に調査員の確保が困難となっていること。<br/>         また、国の地方支分部局も統計調査における実査事務を担当し、公的統計の作成において重要な役割を担っており、これらの統計調査の中には、専門的・技術的なノウハウを必要とする統計調査も含まれている。一方、これら国の地方支分部局で実施している統計調査に関する事務については、地方分権改革における国の出先機関の見直しの一環として、地方公共団体への実査事務の移譲、民間委託の拡大等による業務のスリム化等の検討が求められている。その際には、基本計画が目指すニーズに応じた統計の体系的整備や公的統計の信頼性の確保等に影響を及ぼさないよう配慮することが必要である。<br/>         (イ) 国と地方公共団体の連携の必要性<br/>         統計法では、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、公的統計を体系的に整備することを基本理念の一つとして規定している。国が作成する公的統計の多くは、国はもとより地方公共団体においても幅広く利用されるものであり、その整備に当たっては国の視点だけでなく地域の視点に配慮することが必要となっている。地方公共団体は、国が作成する公的統計を自ら利用するとともに、住民に対する情報提供の機能も有しており、統計の広範な普及に当たっては、このような点を踏まえつつ国と地方公共団体の協力を一層深めることが必要となっている。<br/>         また、基幹統計調査に関する地方公共団体の事務の多くは、法定受託事務として規定されるなど、基幹統計の作成において、地方公共団体は重要な役割を担っているとともに、基幹統計調査の結果は、地方公共団体の行政運営にとっても重要なものとなっている。このため、基幹統計の整備に当たっては、国の責任で作成することを前提に、国と地方公共団体相互の協力及び適切な役割分担の下に、協働して取り組むことが必要不可欠となっている。</p> | <p><b>イ 取り組みの方向性</b></p> <p>基幹統計の整備に当たっては、国の責任で作成することを前提に、地方公共団体と協働して体系的整備に取り組む。<br/>         また、地方公共団体と連携して実査体制の機能を維持するため、地方公共団体を經由する統計調査の見直し、業務量の平準化、調査事務の効率化など多面的な方策を計画的に実施するとともに、統計調査事務地方公共団体委託費や統計調査員制度についても実情等を踏まえた運用の見直しについて検討する。<br/>         さらに、地域の視点からの統計の整備・利用を促進するため、統計調査結果の地方別表章を充実するなど、幅広い統計ニーズを把握した上でその改善に努めるとともに、地方公共団体による統計の利用・普及活動を支援する。<br/>         なお、地方分権改革の推進に伴い、国の地方支分部局において実施している実査事務の地方公共団体への移譲を検討する場合には、統計委員会における議論も踏まえ、検討の前提として、統計に求められる中立性、公平性及び全国統一性の確保や、公的統計の質を維持するために必要な専門的・技術的ノウハウを有する人員等の地方公共団体への移管についての措置を適切に講じる必要があり、その移譲の在り方の検討に当たっては、これらの措置の整備状況を見極めつつ、対応する必要があることに十分留意する。</p> |

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

| No           | 項目   | 具体的な措置、方策等   | 担当府省 | 実施時期          | 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況   | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
|--------------|--|--|------|---------------|--------------|--|-------------|-----------------|--------------------------------|
| 131<br>(p50) | 第3<br>2 統計リソースの確保及び有効活用<br>(2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携 | ○ 地方公共団体を經由する必要がある調査(原則として、調査員調査が必要な調査)の範囲を精査し、必要な見直しを実施する。  | 各府省  | 平成21年度から実施する。 |              | ○ 平成24年就業構造基本調査について、コールセンターの設置によって、実査期間中の世帯からの照会対応事務の負担軽減を図った。【総務省】<br>○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方公共団体を經由する必要がある範囲等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】<br>○ 平成24年は漁業センサス試行調査及び農林業センサス試行調査を実施。両調査とも調査を実施する市町村を絞り込み実施。【農林水産省】<br>○ 経済センサス-活動調査について、都道府県の事務負担軽減のため、国直轄による本社一括での調査を実施した。<br>○ 特定サービス産業実態調査について、調査の効率的な実施や報告者負担の軽減といった観点から、対象業種や調査経路、調査周期等の抜本的な見直しについて検討を行い、計画案を作成した。【以上経済産業省】                          | 継続実施        | —               |                                |
| 132<br>(p50) |  | ○ 新たな統計整備ニーズを含め、基本計画を踏まえ、地方公共団体の統計部局における業務量を極力平準化するよう調整に努める。 | 総務省  | 平成21年度から実施する。 |              | ○ 統計リソースWGにおいて、関係府省間で連携・協力を図りつつ、平成21年度に、地方公共団体の事務負担の軽減に資する観点から、①都道府県統計主管課を対象に各府省が主催する各種会議の統合等による合理化・効率化、②地方公共団体における統計調査員の栄典事務の合理化・効率化等、具体的な対応方策を取りまとめるとともに、その着実な推進を図るため、22年度以降、同WGにおいてフォローアップを実施しているところ。<br>また、上記取組の一環として、地方公共団体における統計調査業務の計画的かつ効率的な遂行に資するため、次年度に各省が地方統計機構経由で実施を予定している各統計調査に係る年間業務スケジュールを、地方公共団体に情報提供することとされたところ。これを踏まえ、関係省の協力の下、平成24年度についても、25年度に各省で実施予定の各統計調査に係る業務スケジュールを取りまとめ、25年3月末に地方公共団体に対して情報提供を実施。 | 継続実施        | —               |                                |

| No           | 項目   | 具体的な措置、方策等   | 担当府省          | 実施時期           | 昨年度の統計委員会の評価  | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況   | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等                     |
|--------------|--|--|---------------|----------------|---|--|-------------|-----------------|--|
| 133<br>(p50) | 第3<br>2 統計リソースの確保及び有効活用<br>(2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携     | ○ 地方公共団体を經由する調査について、報告者負担にも留意しつつ、地方公共団体のニーズも踏まえ、地方別表章の充実を計画的に推進するとともに、客体数や調査事項を上乗せした調査を地方公共団体が実施できるよう支援する。 | 各府省           | 平成21年度から実施する。  |   | ○ 福井県及び石川県で、労働力調査において独自に調査客体を上乗せした調査を行った際に、技術的支援を実施。【総務省】<br>○ 平成23年度学校基本調査(初等中等教育機関)の結果について、市町村別集計を公表した。(平成24年6月)【文部科学省】<br>○ 統計調査の予算概算要求、また、総務省への統計調査の承認申請の際に、事前に省内において、地方別表章の充実等について確認・検討を行っている。【厚生労働省】   | 継続実施        | —               | ○ 地域別統計の有用性の向上(全体係数との整合性、速報性)<br>○ 地域別統計の作成への支援・援助 |
| 134<br>(p50) |  | ○ 都道府県の統計主管課の機能をより充実させる観点から、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直しについて検討する。                  | 総務省           | 平成22年度までに結論を得る |   | ○ 統計調査事務地方公共団体委託費により整備維持している都道府県統計専任職員の平成24年度における定数は前年度と同数の1,839人を確保したが、委託費の基準単価を国家公務員の人件費割で積算していることから、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律による給与減額支給措置が適用された。<br>○ また、統計専任職員の対象範囲等の見直しについては、都道府県の実情や意見も踏まえつつ、再任用短時間勤務職員を対象範囲に含めた業務スキーム及び定数管理について検討。   | 継続実施        | —               |  |
| 135<br>(p50) |  | ○ 各府省と協力して、地方公共団体の政策部門や人事・財政部門等に対し、統計調査の具体的な利活用方策、統計の有用性等を周知することにより、地方公共団体の統計部局が必要な人材を確保できるよう支援する。         | 総務省           | 平成21年度から実施する。  |   | ○ 地方公共団体の統計部局の人材確保支援に資する観点から、幹部職員の都道府県訪問時に、人事・財政部門等の幹部職員に対し、統計行政をめぐる状況の説明に努めた。<br>なお、平成24年度始めに開催したブロック別統計主管課長会議(政策統括官実施)において、統計データの政策等への活用等、統計調査の具体的な利活用の状況等について意見交換を  | 継続実施        | —               |  |
| 136<br>(p52) |  | ○ 各府省及び地方公共団体と協同し、統計調査員(統計指導調査員を含む。)の職務を精査して、現状の統計調査環境に対応した統計調査員の役割を定めるとともに、それに応じた処遇改善等を早急に検討し、実施するよう努める。  | 総務省           | 平成21年度から検討する。  |   | ○ 統計調査員の処遇改善等については、これまで統計リソースWGにおいて、関係府省間で連携・協力を図りつつ、平成21年度及び22年度には統計調査員の安全対策の推進や国が独自に確保・育成している統計調査員の効率的な活用等について、23年度には統計調査員の確保・育成方策について検討を行い、既存ガイドラインを全面的に見直した「統計調査員の量・質の確保・向上に関する手引き」を策定。平成24年度は、これまでの取組の進捗を見守っているところ。<br>また、従前から、統計調査員手当について、単価の統一要求を行うよう関係府省間の調整を図っており、本年度も実施。 | 継続実施        | —               |  |
| 137<br>(p52) |  | ○ 統計調査員の役割や社会的重要性について、地方公共団体とも連携し、継続的に報告者等に対する周知を推進する。   | 総務省、関係府省      | 平成21年度から実施する。  |   | ○ 次の媒体を通じ、統計調査員について掲載・紹介<br>・ 調査依頼時に配布する依頼状・リーフレット等<br>・ 経常調査用広報のポスター等(※)<br>※ 版下を地方公共団体に提供<br>○ 上記の他、統計局等ホームページにて統計調査員について記載。【以上総務省】  | 継続実施        | —               |  |
| 138<br>(p52) | ○ 統計調査員の効率的な活用を図るため、地方支分部局等を通じて育成・確保している統計調査員の情報を地方公共団体にも提供する仕組みを構築する。 | 各府省  | 平成21年度から実施する。 | 実施済は妥当。        | ○ 当省において確保している登録調査員について、登録の際に、他府省、都道府県及び市町村が実施する統計調査への協力意向を確認し、必要に応じ情報提供しているところ。【農林水産省】 | 実施済  |             |                 |  |

注)斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

2 統計リソースの確保及び有効活用

(3) 統計職員等の人材の育成・確保

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p><b>【本文】</b></p> <p><b>ア 現状・課題等</b></p> <p>公的統計の作成においては、その作成に携わる職員の専門能力を十分に発揮することが重要である。また、統計の国際的な標準化などの取組に、我が国が積極的に貢献していくためには、諸外国の統計専門家に伍して議論できる人材を育成し、確保することが不可欠となっている。</p> <p>しかしながら、各府省では人事異動を特定の部局内に限って行うことは一般的に行われていないため、統計部局だけで中核的職員注9を育成することは困難な状況となっていることに加え、統計研修等についても、府省によっては組織体制等の面から実施困難な場合もある。また、地方公共団体においても、日常業務に忙殺されており、国で実施する長期の研修等に参加することが困難な状況となっている。</p> <p>このため、我が国の統計作成組織全体として、専門性の高い人材を育成し、確保する観点から、これまで以上に人材育成を意識した人事異動、人事交流や研修の実施による能力の向上を図ることが必要となっている。</p> | <p><b>イ 取り組みの方向性</b></p> <p>主に中核的職員を対象に、人材育成方針の策定、人事交流の推進、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成19年法律第108号)に基づく新たな人事評価制度の活用、育成目標の設定等の方策を講じつつ、国際社会において貢献できる人材を育成し、確保する観点から、海外の政府統計機関への職員派遣等、統計に携わる職員の任用、研修等を計画的に推進できる体制を整備する。</p> | <p><b>【今後の施策の方向性についての基本的な考え方】</b><br/>(平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告)</p> <p>○ 統計職員の人材の育成・確保に関しては、各府省の実情や特性に応じ、様々な取組が行われており、中でも、大学等との人事交流、学会の大会等への参加、総務省統計研修所の活用については着実に実績が増加している。また、例えば、外部有識者との共同研究の実施や、総務省統計研修所における通信研修、地方研修の実施などニーズを踏まえた見直しも行われていることは評価できる。</p> <p>○ 一方で、国の統計職員については、国の行政機関の定員増が厳しく抑制されている環境の中で、質的な維持・向上の重要性が従前にも増して高まっている。このため、各府省では、多面的かつ積極的に統計職員の人材の育成・確保に関する様々な取組を進めていることは一定の評価ができるものの、これらの取組のうち効果を上げているものを一層推進することや、取組の進捗状況を具体的に把握する方策等についても検討が必要である。ただし、この検討に際しては、各府省における人事管理の実情を踏まえつつ、実効性や公務員制度等との整合性にも留意することが必要である。</p> <p>○ また、各府省は、国際的な対応力の強化という観点から、関係の国際機関等による専門家会合等に、国際的対応力のある人材を積極的かつ継続的に参加させる方策についても検討が必要である。</p> <p>○ さらに、新たな統計の作成、統計調査の実施等に際し、その計画策定等を支援する専門家集団を編成することの可否を含めた検討については、専門家集団を編成する人的な余力がなく、また、各府省からニーズが示されていないということもあって、既存のスキームの活用により同等の役割・効果を果たすとの整理になっているが、専門的知識を有する中核的職員の人材の育成という観点からの取組とともに、統計実務に関する知識を有する外部有識者の活用なども含め、中長期的な検討が必要である。</p> <p>○ なお、国が確保・育成している統計調査員の情報を地方公共団体に提供することについては、既に必要に応じて情報提供が行われていることから、「実施済」との自己評価は妥当と整理する。</p> |
|---|--|---|

**【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)**

| No            | 項目  | 具体的な措置、方策等  | 担当府省 | 実施時期          | 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
|---------------|---|---|------|---------------|--------------|---|-------------|-----------------|--------------------------------|
| 139、140 (p52) | 第3<br>2 統計リソースの確保及び有効活用<br>(3) 統計職員等の人材の育成・確保<br>ア 中核的職員の計画的な育成・確保の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計を主管する局又は部を有する府省は、各府省の実情に応じて、10年以上の公務員歴を有する統計主管部局所属職員全体に占める中核的職員の割合や、所属職員の研修受講目標等に係る努力目標を設定するなどして、人材の計画的育成に努める。それ以外の府省においても、統計主管部署において、同様の取組に努める。<br/>なお、中核的職員については、可能な限り府省内において、統計の利用部局と作成部局間を異動させるなどの人材育成方針等を定め、その実行に努める。</li> <li>○ 府省間、国・地方間、官・学間の相互の信頼関係を醸成し、良質の人材を育成するという共通認識の下に、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)に基づく任期付職員採用制度の有効活用にも留意しつつ、府省間、国・地方間、官・学間等の人事交流を推進する。</li> </ul> | 各府省  | 平成21年度から実施する。 |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 10年以上の公務員歴を有する中核的職員を統計部門に多く配置しており、これらの職員については、統計の利用部局と作成部局間の異動を行っている。【人事院】</li> <li>○ 国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得た。【内閣府】</li> <li>○ 他部局の若手職員に対し、統計業務について積極的にPRし、優秀な人材の確保に努めるとともに、人事異動においては、幅広い見識を備えた中核的職員を育成するため、他省の統計関係部局や利用部局と幅広く人事交流を行った。特に統計審査業務を担当する職員については、すべて10年以上の公務員歴を有する者を配置した。平成22年度に策定した研修実施方針に基づき、平成25年3月までの研修計画を策定した上で、研修を実施。<br/>また、統計担当職員の能力の一層の高度化を図るため、研修内容の見直しを行った。</li> <li>○ 他部局の若手職員に対し、統計業務について積極的にPRし、優秀な人材の確保に努めるとともに、人事異動においては、幅広い見識を備えた中核的職員を育成するため、統計関係部局と統計利用部局との人事交流を積極的に推進。<br/>各省統計主管部局と、幅広く人事交流を行っている。【以上総務省】</li> <li>○ 調査対象者である学校現場や社会教育施設を訪問し意見交換を行うなど、統計職員としての資質向上のための新たな取組を行った。【文部科学省】</li> <li>○ 統計主管部局の職員を対象に、統計調査業務に必要な基礎的・専門的知識の習得及び統計情報処理能力の向上を図ることを目的とした研修を引き続き計画的に実施している。また、可能な限り統計利用部局への人事異動を行っている。【厚生労働省】</li> </ul> | 継続実施        | -               |                                |



| No           | 項目  | 具体的な措置、方策等   | 担当府省 | 実施時期          | 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
|--------------|---|--|------|---------------|--------------|---|-------------|-----------------|--------------------------------|
|              | (続き)  |  |      |               |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計組織における人材の育成に関する方針を策定し、人材の計画的育成を推進。【農林水産省】</li> <li>○ 中核職員の計画的な育成・確保のために研修・人事交流の充実を図っている。具体的な内容は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修については、アンケート等を基に、より効果的な見直しを図った上で、統計調査実務及び統計分析業務を内容とする職員向け研修を平成24年度に計16講座を実施し、質的向上及び職員の確保に努めているところ。</li> <li>・ 人事交流については、専門的能力の向上に配慮しつつ、省内において可能な限り統計の利用部局と作成部局間の異動を行う等して、統計分野の専門的人材の計画的育成に努めている。また、省外においても統計審査等の業務のために総務省等に職員を派遣しているほか、職員の大学への講師派遣や、大学職員を非常勤職員として迎える等を通じ、人事交流の推進を図っている。【経済産業省】</li> </ul> </li> </ul>   |             |                 |                                |
| 141<br>(p54) | 第3<br>2 統計リソースの確保及び有効活用<br>(3) 統計職員等の人材の育成・確保<br>ア 中核的職員の計画的な育成・確保の推進 | ○ 今後導入される予定の人事評価制度において、統計部局に所属する統計関連職員の専門性を高める観点から、当該職員の目標として統計の専門性の向上に関連する事項を設定するよう努める。 | 各府省  | 平成22年度から実施する。 |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計関連職員については、統計調査業務の実施計画及び当該職員の職務に応じて、迅速かつ正確なデータ作成・分析、専門研修の受講による統計専門能力の向上等を人事評価における業績目標として設定するよう努めている。【人事院】</li> <li>○ 統計関連職員の専門性向上については、統計業務における専門知識・技術の習得・情報収集等の状況や業務目標に基づき評価を実施した。また、内閣府人材育成・活用方針(平成23年12月26日内閣府事務次官決定)において、人材育成を管理職の人事評価上の目標管理項目の必須事項とし、統計の専門家を目指す若手職員の育成に向けた体系的な取組を行っている。【内閣府】</li> <li>○ 統計関連職員にあっては、従前から、迅速かつ正確な統計作成や、作成した統計の適切な分析等を業績目標として掲げており、今後も引き続き目標として設定するよう努めていく。【警察庁】</li> <li>○ 統計に関するスキル向上など、人事評価の業績目標に自己啓発項目を設けるよう職員に指導。統計に関するシンポジウムや研修の受講機会の拡大に貢献。</li> <li>○ 職員に対し、統計担当職員としての専門性を向上させるために必要であると考えている自己啓発テーマ等について、人事評価における実績評価の目標として積極的に掲げるよう働きかけたところ。</li> <li>○ 人事評価において、「統計の専門性の向上に関連する事項」を可能な限り目標に設定し、評価を実施している。さらに、平成25年度以降については、年度当初に受講希望の研修を人事評価の目標として記載するよう、平成24年度末に各職員へ指示。【以上総務省】</li> <li>○ 統計部局に所属する主な統計関連職員については、人事評価の目標に関連項目を設定。【文部科学省】</li> <li>○ 業績評価の目標として、統計の専門性の向上に関連する事項を設定することに努めている。【厚生労働省】</li> <li>○ 統計研修計画の設計や人事を担当する部署の業績評価の目標として、統計職員の専門性の向上を図る事項を設定している。【農林水産省】</li> <li>○ 人事評価において引き続き、目標設定に当たって、各部局目標に加え、各課室目標・個人目標を設定することとしている。統計部局としては、統計調査の着実な実施、新たな統計整備への取組等に関する事項を目標として設定しているところ。【経済産業省】</li> <li>○ 統計主管部局である情報政策本部の統計関連職員が、人事評価制度の目標設定時において、課題を踏まえた目標設定をするなど、統計の専門性の向上に努めている。【国土交通省】</li> <li>○ 統計に関係する部局等に対して、本件基本計画の記述について周知を行う。【環境省】</li> </ul> | 継続実施        | —               |                                |
| 142<br>(p54) |   | ○ 各府省及び地方公共団体のニーズを踏まえつつ、一次統計作成上の実務能力の向上を図るための研修や二次の利用における実務能力向上に直結する研修等を充実する。            | 総務省  | 平成22年度から実施する。 |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計研修所は、各府省や地方公共団体に対して研修内容に関するアンケートを実施し、ニーズに応じた研修内容を検討して研修の充実に努めている。</li> <li>一次統計作成上の実務能力向上に資するため、調査設計に重点を置いた研修を実施するとともに、二次的利用における実務能力向上に資するため、「統計解析ソフトRで学ぶマイクロデータ利用入門」を平成22年度に新設し、平成24年度においても継続して実施した。</li> </ul>   | 継続実施        | —               |                                |
| 143<br>(p54) |   | ○ 各府省の取組を推進・支援する観点から、その取組状況を把握し、府省間での情報共有を図る。  | 総務省  | 平成22年度から実施する。 |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各府省における統計職員等の人材の確保・育成の取組を推進・支援する観点から、統計リソースWGの場を活用し、上記第3-2-(1)「ウ 各府省の取組への支援」の各府省における予算・定員面の取組状況に関する情報共有・意見交換の実施と併せ、各府省における統計職員等の人材の確保・育成に係る取組状況についても情報共有等を行っているところ。</li> </ul>   | 継続実施        | —               |                                |



| No           | 項目  | 具体的な措置、方策等   | 担当府省    | 実施時期          | 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
|--------------|---|--|---------|---------------|--------------|---|-------------|-----------------|--------------------------------|
| 144<br>(p56) | 第3<br>2 統計リソースの確保及び有効活用<br>(3) 統計職員等の人材の育成・確保<br>イ 国際社会において貢献できる人材の育成・確保の推進 | ○ 国際統計分野で活躍できる職員の養成のため、海外の政府統計機関への派遣等を通じた国際対応能力の向上方策を推進する。                                 | 各府省     | 平成21年度から実施する。 |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内閣府経済社会総合研究所において、職員の英語能力の向上を目的とした研修を実施した。【内閣府】</li> <li>○ 国際機関や開発途上国等からの協力要請に基づいて、専門家派遣や本邦研修受入れ等を行っており、今後も引き続き対応。</li> <li>○ カンボジア政府の統計能力を向上させるため、カンボジア統計局に対し支援を実施。</li> <li>○ 国際統計研修への積極的な派遣について検討。国際会議への参加要員養成等を目的とした英語研修を実施し、職員10名が受講。また、語学研修の実施内容につき、平成24年度に分析を行い、平成25年度から実施コース及び対象者を拡充する方向で検討。</li> <li>○ 国際会議に12度、職員延べ18名が出席。</li> <li>○ 人事院の短期在外研究員としてイギリス国家統計局へ1名派遣。</li> <li>○ 外国の統計局等の関係機関に職員延べ4名が訪問し、情報収集等を実施。</li> <li>○ SIAPの研修プログラムに、職員13名を講師として派遣。【以上総務省】</li> <li>○ OECD等の国際統計関係会議に3回、職員延べ5名が出席。【文部科学省】</li> <li>○ スキルアップを前提に考え、積極的な国際担当係への配置、業務内容に合わせた在任年数、また、研修の活用により、人材育成を図っている。【厚生労働省】</li> <li>○ 職員の経験等に応じ、業務を通じた能力の向上方策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 延べ20名の職員が海外で行われた国際会議の出張、海外調査実施に取り組んだ。</li> <li>② JICA及び国連アジア太平洋統計研修所(SIAP)等の農林水産統計に係る本邦研修に講師として職員28名を派遣した。【農林水産省】</li> </ul> </li> <li>○ 国際統計分野で活躍できる職員の人材育成については、JICA事業で実施されたベトナムIIP基準改定支援の本邦研修への講師として若手職員を派遣した。</li> <li>○ JICA事業によるベトナム統計局に対するIIP基準改定支援や日中国際IOプロジェクト、国連統計委員会に若手職員を参加させる等により、統計の知見や英語力の更なる向上を図り、国際的なバランス感覚と統計の専門性を合わせ持つ人材の育成・確保に努めているところ。【以上経済産業省】</li> </ul> | 継続実施        | —               |                                |
| 145<br>(p56) |   | ○ 統計基準の設定・改定等の国際的な課題について、各府省による情報共有、対応策の研究・検討を行う場を設け、戦略的な国際対応力の向上を支援する。                    | 総務省     | 平成21年度から実施する。 |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「国際統計に関する関係府省等連絡会議」(平成21年6月24日各府省統計主管部局長等会議申合せ)を設置し、国際的な課題について情報共有、対応等の研究・検討を行っているほか、主要な国際会合における審議に対し参加国として協力を行っている。</li> </ul>  | 継続実施        | —               |                                |
| 146<br>(p58) | ウ 人材の育成・確保に向けた研究の実施   | ○ 専門性の高い人材の育成・確保に資するため、統計職員の有すべき専門能力の目標設定、目標とされる能力の獲得支援のための方策などについて、諸外国の事例等を参考にしつつ研究を実施する。 | 総務省、各府省 | 平成22年度から実施する。 |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各府省における統計職員等の人材の確保・育成の取組の参考に資する観点から、必要に応じ、統計リソースWGの場を通じ、各府省において参考としたい諸外国の具体的な対応事例の有無等について把握した上、可能な範囲で諸外国の事例収集を行い、各府省と情報共有を図ることとしているところ。<br/>平成24年度については、統計リソースWGの場において、諸外国の事例収集に関する各府省からの具体的なニーズは把握できなかったことから、具体的な研究の実施には至っていない。</li> <li>○ 統計研修所は、統計に関する専門の研修機関として、統計の作成、分析、利用等に必要な理論や手法についての研修を実施しており、平成23年度に引き続き、平成24年度においても、統計局及び統計センター職員に対して、標本理論等の専門的知識の向上を目的に「統計専門研修」を統計局と共同で実施した。【以上総務省】</li> <li>○ 「統計リソースの確保及び有効活用に関するワーキンググループ」において経済産業省から情報提供された「欧州主要国の産業統計事情に関する調査研究」の内容を検討し、研修等に反映させた。【厚生労働省】</li> <li>○ 諸外国の農林水産統計組織、調査の実施体制等について職員を出張させ把握した。【農林水産省】</li> <li>○ 国際協力案件や国際会議の出席者による報告会を通じて、関係職員に対して情報共有を行うなど統計職員的能力の向上を図った。【経済産業省】</li> <li>○ 関係部局が収集した統計に関する諸外国の事例等について、必要に応じて、省内の関係職員において情報を共有し、統計職員的能力向上を図っている。【環境省】</li> </ul>   | 継続実施        | —               |                                |

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

3 経済・社会の環境変化への対応

(1) 統計ニーズの継続的な把握・活用

|  |  |
|--|--|
| 【本文】   | 【今後の施策の方向性についての基本的な考え方】<br>(平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告)   |
| ア 現状・課題等   | イ 取り組みの方向性   |
| <p>時代の変化や社会のニーズに的確に対応した公的統計の整備及び提供を行う観点から、以下の点に留意しつつ、統計利用者のニーズを把握し、公的統計の改善に活用することが必要となっている。</p> <p>① 社会の情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な責務の一つであるとの認識の下に、利用者の視点も踏まえつつ、その作成及び提供に努めること。</p> <p>② 統計利用者のニーズを把握するに当たっては、情報通信技術を活用するなど、統計利用者側の利便性の向上を図ること。</p> <p>③ 府省横断的なニーズについては、統計委員会が統計利用者との意見交換を随時実施し整理・検討を行った上で、その結果を関係府省における統計の整備及び提供や基本計画の見直し等に活用すること。</p>   | <p>統計ニーズを的確に把握するため、従来から各府省が実施してきた個別の取組に加え、統計利用者の要望等を幅広く把握するとともに、統計利用者との意見交換の場を設け、府省横断的な統計等の整備・改善に反映する。</p> |
| <p>○ 未曾有の災害の中で、各調査実施者及び統計調査員を含む地方公共団体の努力により、被災状況の把握・復興等に向けた統計情報の提供や、統計調査がほぼ震災以前の状態に復したことは評価できる。ただし、大規模災害時の被災県や調査員等への対応については、検討の余地もある。</p> <p>○ また、統計委員会委員長談話や平成22年度統計法施行状況の審議結果報告書の指摘を踏まえ、①補完的・補足的な調査や推計の実施、②利用者の誤解を招かないよう、特別の取扱いやこれらの措置に関する情報の適切な公表が行われたものと考えられる。</p> <p>○ 一方、基本計画における緊急ニーズの対応については、大規模災害の発生を想定したものではなかったが、有効に機能したものと考えられる。ただし、将来に備え、今回講じた統計作成上の特別の措置や、それらの措置に関する国民への一元的な情報提供、欠測値の適切な補完集計等も含めた対応状況に関して、整理・保存しておくことが必要である。</p> |  |

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

| No           | 項目   | 具体的な措置、方策等   | 担当府省       | 実施時期          | 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等                    |
|--------------|--|--|------------|---------------|--------------|---|-------------|-----------------|---|
| 129<br>(p48) | 第3<br>2 統計リソースの確保及び有効活用<br>(1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用<br>オ 緊急ニーズへの対応 | <p>○ 緊急ニーズが生じたときは、原則として、行政記録情報等及び既存統計調査結果を活用する。</p> <p>その際、既存統計の特別集計に加え、継続的に実施されている統計調査に対する調査事項の付加や、附帯調査として実施することについても検討する。調査が複数府省の所管になる場合には、必要に応じ総務省が調整を図る。</p> | 関係府省       | 平成21年度から実施する。 |              | <p>○ 東日本大震災において、以下の対応を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の調査のサーベイをふまえ、被災自治体の復興状況の把握が可能となる指標の設定、指標データの収集、整理を行うことで、被災自治体が自らの復興状況を把握するための統計データ等の基礎的なプラットフォームを構築し、各自治体が活用できる情報等の提供を行った。【復興庁】</li> <li>東日本大震災において、以下の対応を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>住民基本台帳人口移動報告について、住民基本台帳を活用し、岩手県、宮城県及び福島県を中心とした東日本大震災後の人口移動への影響について特に分析を行い、各県、関係機関に公表・提供した。</li> <li>平成24年就業構造基本調査について、岩手県、宮城県及び福島県における、東日本大震災の仕事への影響に関する速報値の公表を行った。</li> <li>平成25年住宅・土地統計調査について、有識者を含めた「平成25年住宅・土地統計調査に関する研究会」における検討の結果、調査事項に震災に伴う転居、震災前の住居、震災の影響による改修工事等の状況を追加。【総務省】</li> </ul> </li> <li>平成24年度においては、「東日本大震災と農林水産業基礎統計データ(図説)」を更新するとともに、新たに「平成23年被災市町村別農業産出額」を公表。</li> <li>東日本大震災による農業経営体及び漁業経営体の被災・経営再開状況について、平成25年3月11日現在の状況確認を実施。平成25年度公表予定。【以上農林水産省】</li> <li>平成23年3月11日の東日本大震災に関連して、被災地及び被災地以外で分けて作成した鉱工業生産指数(試算値)や津波浸水地域における鉱工業事業所の生産額試算等について、毎月更新を行い、東日本大震災関連の統計のホームページにおいて公表している。【経済産業省】</li> </ul> | 継続実施        | -               |   |
| 130<br>(p48) |  | <p>○ 上記により難く、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応する。</p>   | 総務省        | 平成21年度から実施する。 |              | <p>○ 直接該当する承認申請事例はなかったが、新たな統計調査の承認が申請された場合には、承認審査事務を簡素化・迅速化することにより対応予定。</p>   | 継続実施        | -               |   |
| 147<br>(p58) | 3 経済・社会の環境変化への対応<br>(1) 統計ニーズの継続的な把握・活用                                | <p>○ 各府省の政策部門、関係学会、経済界等の統計利用者との意見交換を随時実施し、府省横断的な統計作成基盤の整備、新たな統計の整備等を中心とした統計利用者のニーズへの対応について絞り込んだ検討を行った上、その結果を関係府省における統計の整備及び提供、基本計画の見直し、諮問事項の審議等に活用する。</p>        | 内閣府(統計委員会) | 平成21年度から実施する。 |              | <p>○ 統計利用者のニーズを把握し、将来的な統計の整備等に活用するために、「統計委員会委員と統計利用者との意見交換会」を平成25年3月に実施。公的統計における統計データの二次利用の促進について、統計利用者から意見を聴取し、統計委員会委員及びオブザーバーの各府省と意見交換を行った。</p>   | 継続実施        | -               | ○ 統計ニーズの把握のためには、学会との連携等により総務省統計局の研究能力の拡大も必要ではないか。 |
| 148<br>(p58) |  | <p>○ インターネット上の「政府統計の総合窓口」(e-Stat)の活用などにより、幅広く統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズを把握するとともに、把握した要望及びe-Statの利活用状況等を各府省と共有することにより、各府省における統計の整備及び提供を支援する。</p>                       | 総務省        | 平成21年度から実施する。 |              | <p>○ 「政府統計の総合窓口」(e-Stat)を活用し「統計ニーズに係るアンケート」を平成21年10月から開始し、平成24年度においても引き続き統計の整備・改善や二次的利用等に係るニーズの把握を行った。また、各府省に情報提供を行い、統計の整備及び提供を支援した。さらに、意見等に基づく各府省の対応状況についても把握を行い、公表を行った。</p>   | 継続実施        | -               |   |



第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項  
 3 経済・社会の環境変化への対応  
 (2) 統計の評価を通じた見直し・効率化

|   |   |  |
|---|---|--|
| <b>【本文】</b>   |   | <b>【今後の施策の方向性についての基本的な考え方】<br/>(平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告)</b>   |
| <b>ア 現状・課題等</b>   | <b>イ 取り組みの方向性</b>   |  |
| 近年の行財政改革の進展に伴う統計リソースの厳しい制約の中で、時代の変化や社会のニーズに的確に対応するとともに、社会の情報基盤として機能する優れた統計を作成し、提供するためには、統計リソースの有効活用の観点からも、引き続き既存統計の見直しや統計作成方法の効率化を推進することが必要となっている。また、この見直し・効率化に当たっては、統計の体系的整備、報告者の負担軽減、統計の品質の維持・向上等の視点に留意するとともに、客観的な評価結果も踏まえ、公的統計の全体としての最適化を目指した検討を行うことが必要となっている。 | 公的統計の有用性の確保・向上を図る観点から、報告者の負担軽減や統計の品質の維持・向上等に留意しつつ、引き続き既存統計の見直しや統計作成方法の効率化を推進する。また、この見直し・効率化に当たっては、統計の品質に関する自己評価結果や客観的な評価結果の活用を図る。 | ○ 公的統計における「品質保証(Quality Assurance)」の取組は、統計作成府省における利用者ニーズに対応した公的統計の作成・提供、その品質の表示・評価や改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指す重要な活動である。各府省は、このガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施するため、それぞれの府省の取組に関し、情報共有の場を設定するとともに、取組状況の公表などについても検討することが必要である。<br>○ さらに、統計委員会から日本品質管理学会に対して行った研究要請を受けて、平成22年から同学会内に「統計・データの質マネジメント研究会」が設置され、検討が進められるなど、品質保証を取り巻く環境も、基本計画策定時とは変化してきている。今後、総務省を中心として各府省は、ガイドラインに基づく取組状況も踏まえつつ、「統計・データの質マネジメント研究会」で得られつつある研究成果の活用について検討を進めることも必要である。 |

**【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)**

| No           | 項目   | 具体的な措置、方策等  | 担当府省 | 実施時期          | 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等  |
|--------------|--|---|------|---------------|--------------|---|-------------|-----------------|---|
| 149<br>(p58) | 第3<br>3 経済・社会の<br>環境変化への対応<br>(2) 統計の評価を通じた見直し・効率化 | ○ IMFデータ品質評価フレームワーク等を基に、「統計の品質表示のための共通様式」を含めた統計の品質に関する自己評価のためのガイドラインを策定する。この際、作成過程の一層の透明化や、公表期直前の統計情報を共有する範囲・手続等について規定する。 | 総務省  | 平成21年度に実施する。  | 実施済は妥当。      | ○ 「統計の品質保証に関するワーキンググループ(以下、「品質保証WG」という。))における平成21年度の検討結果を基に策定した「公的統計の品質保証に関するガイドライン」について、平成22年度に各府省における試行結果を踏まえつつ、同ワーキンググループにおいて検討し、同ガイドラインを改定(平成23年4月8日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)。<br>また、公表期直前の統計情報を共有する範囲・手続については、平成22年5月12日に「公表期直前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」(総務省政策統括官決定)を各府省に通知。   | 実施済         |                 | ○ 標本設計・非標本誤差の評価など統計技術、並びに回収率の向上やオンライン調査の導入など調査方法に関する検討が必要ではないか。<br>○ 府省間でベストプラクティスの情報交換をした方がよいのではないかと。<br>○ 統計調査の質について、第一期ではプロダクト(アウトプット)の質を各府省で整理したので、第二期は統計調査のプロセスの質の保証(調査等を受託した民間に対するコントロール等を含む。)が必要ではないかと。<br>○ 具体的な試験調査や本調査の結果の検討をする時に、その状況を整理して、異なる調査間、府省間で情報を共有することを基本計画の中に明記した方がよいのではないかと。<br>○ 欠測、非対称分布などにおける推計方法の見直しが重要ではないかと。<br>○ 非標本誤差の問題、推計の方法やモデルについての検討が必要ではないかと。<br>○ 標本設計・非標本誤差の評価など統計技術、並びに回収率の向上やオンライン調査の導入など調査方法に関する検討が必要ではないかと。<br>○ 非標本誤差の問題、推計の方法やモデルについての検討が必要ではないかと。<br>○ 欠測、非対称分布等の推計方法の見直し<br>○ 標本設計、非標本誤差の評価<br>○ 統計調査のプロセスの質の保障<br>○ 総務省統計局の研究能力の向上<br>○ 試験調査及び本調査の結果の検討状況の情報共有<br>○ 加工統計推計における複数府省の共同作業の推進 |
| 150<br>(p60) |  | ○ 所管する統計について、上記のガイドラインに基づく自己評価を計画的に実施し、見直し・効率化を図る。  | 各府省  | 平成22年度から実施する。 |              | ○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、実施計画を策定し、自己評価を実施。【総務省】<br>○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、所管する統計について、実施計画を策定。【財務省】<br>○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、以下の取組を実施した。<br>・ 平成23年度に引き続き所管する統計について品質表示を実施した。<br>・ 所管する基幹統計の一部について品質評価を実施した。また実施の際に生じた課題等を整理した。【厚生労働省】<br>○ 品質表示の取組を、一般統計調査にも拡大し、順次HPの更新を行った。<br>○ 品質評価については、25年度に一般統計調査に関して評価を行うための計画を策定。【以上農林水産省】<br>○ ガイドラインにおける評価手法に定量的観点を取り入れた、当省独自の手法による品質評価を省内統計実施課室に依頼するとともに、実施計画の策定及びHPへの掲載についても依頼を行った。【経済産業省】<br>○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、所管の統計に係る品質保証に関する実施計画を策定した。【国土交通省】 | 継続実施        | —               |   |
| 151<br>(p60) |  | ○ 各府省の自己評価結果を統計調査の承認審査等に活用し、各府省の負担軽減を図る。  | 総務省  | 平成22年度から実施する。 |              | ○ 各府省における品質評価を含む品質保証の取組状況の情報共有を図るために、平成24年11月に品質保証WGを開催し、情報共有とともに、各府省の取組を積極的に推進。一部の府省においては、自己評価が実施されているものの、その取組による自己評価結果が出されていないこともあり、各府省の統計調査の承認審査等に活用するには至っていない。  | 継続実施        | —               |   |

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項  
 3 経済・社会の環境変化への対応  
 (3) 統計に対する国民の理解の促進

|  |   |
|--|---|
| <b>【本文】</b>  |   |
| <b>ア 現状・課題等</b>  | <b>イ 取り組みの方向性</b>   |
| 近年、個人情報保護意識や、企業の情報管理意識の高まりに伴い、統計調査への協力が得られにくくなっており、これが統計精度や調査の円滑な実施に影響を与えている。<br>このような中、公的統計は国や地方公共団体のみならず、個人や企業が合理的な意思決定を行う上での重要な情報基盤であり、統計調査に協力することが国民生活の向上や行政運営の改善等につながることを国民に正しく理解してもらうことが重要である。<br>このため、調査の対象となる個人や企業等に統計調査への協力を求めるための広報・啓発活動や要請活動を効果的に実施するとともに、初等教育から高等教育に至るまでの各段階において統計リテラシー注10や統計倫理注11を重視した統計教育を拡充する必要がある。 | 調査対象者が、協力した統計調査の集計結果等がどのように役立っているか、あるいは協力しなかった場合の不都合について十分理解できるよう、個人や企業への広報・啓発活動の具体的方策を検討するとともに、統計調査を円滑に実施するために、業界団体等に対して要請等を行う。<br>また、小・中・高等学校の教員が児童、生徒に対して、統計の有用性や統計調査への協力の重要性に関する教育を適切に行えるよう、教員への研修の充実を図るとともに、教材の提供等を適切に行う。さらに、大学生、社会人等に対しては、情報提供や講義など統計に対する理解・関心を深めるための活動を行う。 |

**【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)**

| No           | 項目  | 具体的な措置、方策等   | 担当府省 | 実施時期         | 昨年度の統計委員会の評価<br>実施済は妥当。 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別<br>実施済 | 平成25年度中の見込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等   |
|--------------|---|--|------|--------------|-------------------------|---|--------------------|-----------------|--|
| 152<br>(p60) | 第3<br>3 経済・社会の環境変化への対応<br>(3) 統計に対する国民の理解の促進<br>ア 国民・企業への広報・啓発活動の充実 | ○ 各府省の協力を得て、ホームページ等から、統計調査結果の有用性や調査に協力しない場合に生じる不都合などの情報とともに、より分かりやすく、使いやすい形態の調査結果を提供するための具体的方策を策定する。 | 総務省  | 平成21年度に実施する。 |                         | ○ 統計基盤の整備に関する検討会議の下に置かれた「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」(注)を平成21年度に4回開催し、各府省等の協力を得て、統計に対する国民等の理解促進を図るためのホームページ等による広報・啓発活動の充実に向けた具体的方策について検討。<br>○ 上記検討結果を踏まえ、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(平成22年3月30日付け各府省統計主管部局長等会議申合せ)を策定。<br>(注) 「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」は、①調査非協力者に対する具体的な対処方策の検討、②HP等において、調査結果の有用性や調査非協力に伴う不都合等の情報とともに、より分かりやすく使いやすい形態の調査結果を提供するための具体的方策の策定等について検討することを目的として、「統計基盤の整備に関する検討会議」の下に設置されたもので、関係府省から構成され、オブザーバーとして一部の地方公共団体も参加。   |                    |                 | ○ 回答率の低下の背景にある、個人情報保護と統計調査による実態把握の必要性の混同をできるだけ解消するよう、国民の理解を得るための広報活動を充実させるべきではないか。 |
| 153<br>(p62) |   | ○ 上記の具体的方策に基づいて、ホームページの掲載内容等の改善を図る。  | 各府省  | 平成21年度に実施する。 |                         | ○ 人事院ホームページには、人事院勧告当日、参考資料として「民間給与関係」の調査結果を、併せて、その説明として「職種別民間給与実態調査結果の概要」を掲載している。また、職種別民間給与実態調査等の結果を「民間給与の実態」等として取りまとめ、その内容をExcel形式で掲載し、利用者にとって分かりやすく、利用しやすい形で提供している。<br>○ 調査協力の礼状の中に、人事院ホームページで結果の概要を掲載することを記載している。【以上人事院】<br>○ 統計局等ホームページを通じた統計の広報に関する今後の取組を示した統計局の広報に関する行動計画を作成。<br>○ 国民・企業への広報・啓発活動の一環として、「親しみやすい」などの3つの観点からホームページをリニューアルし、平成25年3月から運用中。【以上総務省】<br>○ 最適化計画に基づき共通メニュー化等への対応を実施しているところ、適時掲載内容等の改善を実施。【法務省】<br>○ 統計情報のページについて、利用者の利便性の向上の観点から、以下の取組を実施した。<br>・「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」等に基づき、利活用事例等の掲載を順次行っている。<br>・ウェブアクセシビリティに対応したページにリニューアルするとともに、トップページに統計調査実施のお知らせコーナーを作成した。【厚生労働省】<br>○ 平成22年度にホームページの利用者の利用状況やニーズを把握する統計情報の要望欄を設ける等、所要の改善を図った。【農林水産省】<br>○ 調査結果をより分かりやすく、使いやすい形態で提供するとの観点から、東日本大震災関連の統計情報について、引き続き当該情報を集約した専用ページから発信している。<br>○ 経済産業省の統計を紹介したリーフレットについて、パソコンやスマートフォン等に対応した電子パンフレットを作成し、ホームページに掲載した。【以上経済産業省】<br>○ 最適化計画の別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に準拠して掲載を行っている。【国土交通省】 | 継続実施               | —               |  |



| No           | 項目  | 具体的な措置、方策等   | 担当府省    | 実施時期          | 昨年度の統計委員会の評価       | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況   | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
|--------------|---|--|---------|---------------|--------------------|--|-------------|-----------------|--------------------------------|
| 154<br>(p62) | 第3章 経済・社会の環境変化への対応<br>(3) 統計に対する国民の理解の促進<br>ア 国民・企業への広報・啓発活動の充実 | ○ 報告者に統計の有用性を理解してもらうための効果的な周知に努めるとともに、統計調査の円滑な実施を図るため、各府省が一体となってマンション・ビル管理の業界団体等に対する協力を要請する。 | 総務省、各府省 | 平成21年度から実施する。 |                    | ○ 平成24年就業構造基本調査を円滑に実施するために、国土交通省を通じて、マンション管理団体等への協力依頼を実施した。<br>○ 平成21年度に策定した「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」において、統計調査の円滑な実施を推進するための方策として、①調査対象者に対する統計調査の実施に関する事前広報の強化、②業界団体等に対する統計調査の円滑な実施のための協力要請等に関する具体的な方策を示し、各府省は、本行動指針に沿って、所要の取組を積極的に実施することとしたところ。平成25年3月「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、平成24年度までの各府省における取組状況・推進状況について、平成25年4月末まででフォローアップを各府省に依頼。<br>【以上総務省】  | 継続実施        | —               |                                |
| 155<br>(p62) | イ 非協力者への対処方針  | ○ 各府省や地方公共団体等の協力を得て、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策について検討する。  | 総務省     | 平成21年度に結論を得る。 | 実施予定のものを除いて実施済は妥当。 | ○ 「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、統計調査への非協力者に対する具体的な方策として、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針(平成22年3月30日各府省統計主管部局長等会議申合せ)」を策定。<br>上記行動指針を実現するため、各府省の意見を踏まえ、平成25年3月に「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」を総務省政策統括官(統計基準担当)決定として取りまとめた。  | 実施済         | —               |                                |
| 156<br>(p64) |   | ○ 上記の具体的な対処方策に基づいて、所管の統計調査における非協力者に対処する。   | 各府省     | 平成22年度から実施する。 |                    | ○ 職種別民間給与実態調査の重要性が理解されるよう人事院ホームページで周知している。調査に非協力な者に対しては、調査の趣旨、重要性を丁寧に説明することで、調査への協力が得られるよう対処している。【人事院】<br>○ 調査実施に当たって、調査目的、対象、調査事項等について詳しく説明するほか、公表物においても調査結果を理解しやすいように工夫するなどにより協力度度を上げる努力をしている。【内閣府】<br>○ 「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づき、以下の取組(主なもの)を実施。<br>・ 統計調査の重要性及び必要性を国民に理解してもらうことを目的として、統計調査の利活用実例や最近の統計調査結果を用いた広報冊子を作成し、各種図書館での閲覧や各種イベント会場で配布する等、統計調査に対する理解増進に努めた。<br>・ 平成24年就業構造基本調査を円滑かつ正確に実施するため、関係省庁と連携を図り、調査実施上の対応が必要となるマンション管理団体を始めとし、企業、経済団体、業界団体等に対し協力依頼を行った。<br>・ 平成24年度経常調査を円滑かつ正確に実施するために、地方自治体と相互協力し、ポスター掲出及びリーフレット、新聞やラジオCM等による広報を行い、広く国民一般に対する理解増進に努めた。【総務省】<br>法人企業統計調査等において、各調査期の未回答法人に対し、電話・葉書などにより調査への協力を依頼し、調査統計への理解が深められるよう努めている。【財務省】<br>○ 調査対象者に対し、調査の趣旨等を説明の上、調査依頼をしているが、非協力的な場合は重ねて説明して調査票の提出を促すなど理解が得られるよう努めている。【厚生労働省】<br>○ 調査への協力が得がたい場合、現場の職員が非協力者の下に直接出向くなどにより調査の趣旨や調査結果の利活用例などを説明し、調査への理解が得られるよう努めている。【農林水産省】<br>○ 経済産業省では、非協力者の提出促進を図るため、毎年、「調査票提出促進運動」を実施している。平成24年度においては、経済産業省、経済産業局、都道府県において非協力状態である約3,400事業所に対して、電話・訪問等による提出の督促を行った。その結果、約800事業所(非協力状態事業所に占める割合約24%)から、調査票の提出に向けた意思表示を得た。<br>非協力状態である約3,400事業所のうち、特に協力要請を重点的に行う必要がある約380事業所への督促結果についてみると、約150事業所(非協力状態事業所に占める割合約39%)において未提出状況の改善が図られ、非協力事業所全体を大きく上回る成果となった。【経済産業省】<br>○ 調査対象者へ調査依頼を行う際には、調査の趣旨や調査結果の公表、また、調査の活用事例等について提示しており、非協力者には、上述のような事項を説明し、調査への協力を重ねて促すなど、統計調査の円滑な実施に努めている。また、「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」でまとめられた行動指針等も参考として、統計調査への理解が得られるよう努めている。【国土交通省】 | 継続実施        | —               |                                |

| No           | 項目   | 具体的な措置、方策等   | 担当府省 | 実施時期            | 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
|--------------|--|--|------|-----------------|--------------|---|-------------|-----------------|--------------------------------|
| 157<br>(p64) | 第3章 経済・社会の環境変化への対応<br>(3) 統計に対する国民の理解の促進<br>ウ 統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充 | ○ 教員への研修について、以下の事項を実施する。<br>・ 統計研修所で実施する研修に、教員を積極的に受け入れる。<br>・ 現在実施している教員への研修における受入人数の拡大や研修内容の充実を図る。                                   | 総務省  | 平成23年度から実施する。   |              | ○ 平成24年度統計指導者講習会の参加者に対して、統計研修所の研修を周知するとともに、都道府県統計主管課に対して、関係する学校、教員等への周知協力を依頼。<br>○ 上記統計指導者講習会において、小学校、中学校及び高等学校別に統計教育の事例報告を実施するとともに、統計教育の実践方法等に関する班別討議、総務省統計局のデータを活用した実践事例(実践講習)を実施するなど、研修内容を充実。<br>○ 統計研修所では、平成24年8月に、千葉県内の高等学校の数学担当教員に対する研修を実施した。<br>○ 教員に対し統計研修所の研修の周知を図るため、文部科学省の協力を得て、「平成25年度統計研修所の案内」リーフレットを、各都道府県教育委員会に配布。 | 継続実施        | —               |                                |
| 158<br>(p66) |  | ○ 各府省や統計関連学会の協力の下、各府省がホームページから統計調査の結果を提供するに当たり、統計調査の具体的な有用性や調査への協力の重要性に対し、児童、生徒が関心を持つような分かりやすい教材を併せて掲載するための具体的方策を踏まえ、ホームページの掲載内容を改善する。 | 総務省  | 平成23年度までに結論を得る。 |              | ○ 「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」において、具体的方策の検討を行い、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に検討した具体的方策を平成25年1月31日付けで追記した。   | 実施済         | —               |                                |
| 159<br>(p66) |  | ○ 上記の具体的方策を踏まえ、ホームページの掲載内容を改善する。   | 各府省  | 平成24年度から実施する。   |              | ○ 学習指導要領の改訂に併せて、高校生向け学習サイト「なるほど統計学園高等部」を作成した。(平成25年4月5日公開)<br>○ 小・中学生向けサイト「なるほど統計学園」及び先生向けサイトについては、内容を随時更新している。【以上総務省】<br>○ 統計学習に関する情報提供や、他省等が運営している児童・生徒向け統計学習サイトを紹介するページを作成し、既存のこども向けページ等に掲載した。【厚生労働省】<br>○ キッズページにおける今後のコンテンツ拡充に際して利用者のニーズを反映させるため、小学生から教育関係者を始めとした大人までを対象とした、キッズページに関するアンケートサイトを設置した。【経済産業省】                  | 継続実施        | —               |                                |

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

4 統計データの有効活用の推進

(1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供

|   |   |
|---|---|
| 【本文】  | 【今後の施策の方向性についての基本的な考え方】<br>(平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告)  |
| <p><b>ア 現状・課題等</b></p> <p>諸外国では、従来から、オーダーメイド集計並びに匿名データの作成及び提供(以下「二次的利用」という。)に関する制度を整備し、学術研究等のための利用に供しているのに対し、我が国においては、統計調査によって収集された公的統計の調査票情報は、原則として作成機関があらかじめ定めた統計表の形でのみ集計し、公表することとされてきた。しかし、統計に対するニーズが多様化・高度化する中で、こうした利用形態だけでは、利用者のニーズに十分応えられなくなってきた。このため、統計法において二次的利用に係る規定が新たに追加され、二次的利用の制度が整備された。一方、各府省では具体的なニーズが明確でない中、二次的利用に係る業務に対応するための十分な統計リソースを確保することが困難な状況にある。しかしながら、研究者等による、より高度かつ多様な研究分析等を通じて、統計が学術研究はもとより社会の一層の発展に寄与することが強く期待されていることから、秘密の保護に配慮しつつ二次的利用に係る事務処理を適切に実施していくことが必要となっている。</p> | <p><b>イ 取り組みの方向性</b></p> <p>二次的利用に係るガイドラインに基づき、平成21年度から、秘密の保護に配慮しつつ二次的利用に係る事務処理を適切に開始し、平成22年度以降、順次、二次的利用の対象となる統計調査やサービスを拡大する。また、二次的利用制度の利用希望者がどのような調査のいかなるサービスをどこから受けることができるか事前に知ることができるよう、毎年度当初に二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。さらに、府省によっては自ら二次的利用のサービスを実施することが困難な場合も想定されることから、統計法第37条に基づきオーダーメイド集計及び匿名データの提供に係る事務の全部を委託できる独立行政法人等(以下「政令指定法人」という。)の活用に向けて必要な措置を講じる。</p> |
| <p>○ 統計データの二次的利用については、より高度かつ多様な研究分析等を通じ、学術研究や各種施策に活用されることにより、社会の一層の発展に寄与することが期待されていることから、オーダーメイド集計及び匿名データの提供対象調査の拡充を図るとともに、その利用促進が求められている。</p> <p>○ このため、各府省は、統計ニーズに係るアンケート等において提供要望が多く、技術的にも対応可能な統計調査については、オーダーメイド集計による提供、匿名データの作成を優先的に検討するとともに、例えばオーダーメイド集計及び匿名データに係る実践的な活用例をホームページや学会等で周知するなどして、民間における利用を含め、引き続き二次的利用の促進を図ることが必要である。</p> <p>○ また、二次的利用を取り巻く諸課題については、総務省の研究会における検討状況を注視していくこととする。なお、オンサイト利用や教育用擬似マイクロデータの検討に当たっては、コストやその負担、国民の理解や研究者に対する国民の信頼感にも密接に関係することに留意が必要である。</p>             |   |

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

| No            | 項目  | 具体的な措置、方策等   | 担当府省 | 実施時期          | 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等  |
|---------------|---|--|------|---------------|--------------|---|-------------|-----------------|---|
| 160、161 (p66) | 第3<br>4 統計データの有効活用の推進<br>(1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 秘密の保護に配慮しつつ、二次的利用に関する以下の取組を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管の統計調査について、毎年度当初に、当該年度に二次的利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定時期等を盛り込んだ二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。</li> <li>・ 上記年度計画、「委託による統計の作成等に係るガイドライン」及び「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」に基づき二次的利用に係る事務処理を適切に実施する。</li> <li>・ 総務省において、各府省の実施した二次的利用に関する年度計画及び実績(申出書の受付状況、審査結果状況、申出への対応困難な事案件数と理由、作成した統計等や匿名データの提供状況等)を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。</li> <li>・ 二次的利用のニーズや統計リソースの拡大状況を踏まえながら、サービスの拡大を図る。</li> <li>・ 二次的利用のニーズに適切に対応するため、統計リソースの確保に最大限努める。</li> <li>・ 総務省において、各府省における所管統計調査のオーダーメイド集計や匿名データの提供に係るサービスの開始及び拡大を支援する観点から、政令指定法人である独立行政法人統計センター(以下「統計センター」という。)が各府省からのオーダーメイド集計や匿名データの提供の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講ずる。</li> </ul> </li> <li>○ 総務省は、利用者が行政機関等の指定する場所及び機器により調査票情報を利用する方法であるオンサイト利用について検討する。</li> </ul> | 各府省  | 平成21年度から実施する。 |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各府省において二次的利用に関する年度計画を策定し、ホームページを通じて公表を行った。</li> <li>○ 総務省(政策統括官)では、各府省において公表された年度計画に基づき、概要として一覧表に取りまとめ、ホームページを通じて公表を行った。</li> <li>○ 平成24年度中に、国の行政機関が新たにオーダーメイド集計の利用対象とした統計調査は、1調査(木材統計調査(農林水産省))であった。また、匿名データの提供を新たに開始した統計調査はなかったが、国勢調査に係る匿名データの作成について、統計委員会において審議され、調査客体の匿名性及び学術研究等における有用性がおおむね確保されるものと認められることから、適当であるとされた(国勢調査の匿名データについては平成25年中の提供開始を予定している)。</li> <li>○ 二次的利用のニーズに対応するため、各府省において予算・定員等の統計リソースの適切な確保及び有効活用に取り組んでいる。</li> <li>○ オーダーメイド集計に関しては13調査、匿名データの提供に関しては5調査について、各府省からの委託を受けて統計センターが業務を実施している。</li> <li>○ 有識者からなる「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を開催し(関係府省等はオブザーバー参加)、オンサイト利用を可能とする環境整備に向けた検討(論点整理等)を行った。</li> </ul> |             | -               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 二次的利用の促進のため、ニーズの高い統計に関する匿名データの提供やオーダーメイド集計を拡充するとともに、秘匿方法、代替的集計方法等の改善に関する横断的な検討が必要ではないか。</li> <li>○ 二次的利用促進に際しては、国内外へのデータ公開も念頭に、データの管理業務、窓口業務について、行政と専門研究者が連携して対応するような体制整備も必要になるのではないか。</li> <li>○ オンサイト施設の利用を促進するためには、オンサイト利用者にインセンティブを与えるような仕組み(研究室利用者との間にデータの利用範囲に差異を設ける等)が必要ではないか。</li> <li>○ 二次的利用の一層の発展を促すための方策としては、オンサイト施設の活用やリモートアクセスによる利用、国際的に利用可能とするなどが課題となるのではないか。</li> <li>○ 二次的利用については、データ漏出の危険を減らす一方で、データの接合などマイクロデータの高度な二次的利用を推進するため、マイクロデータセンター機能を強化すべきではないか。</li> <li>○ 日本の統計の利用拡大および利用手続きの効率化(特にデータの二次利用)を目指した努力が必要ではないか。</li> <li>○ 利用の要望があるが公開されていない統計データについて、情報公開の余地がないか検討してはどうか。</li> </ul> |



第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

4 統計データの有効活用の推進

(2) 統計データ・アーカイブの整備

|  |   |
|--|---|
| <b>【本文】</b>  |   |
| <b>ア 現状・課題等</b>  | <b>イ 取り組みの方向性</b>   |
| <p>諸外国では、統計データ・アーカイブを整備し、それを通じて学術研究等の目的での匿名データ等の利用の便を図っているのに対し、我が国においては、調査票情報の積極的な活用方策については必ずしも十分には検討されておらず、各府省で保存している調査票情報の管理状況についても、それを活用する上で必ずしも良好とは言えない状況にある。</p> <p>今後、調査票情報の積極的な活用が求められる中において、統計データ・アーカイブの整備に向け、早期に具体的方策を検討することが求められている。なお、この統計データ・アーカイブの中核的な利用者は、大学や調査研究機関であることから、検討に当たっては学会や大学等と十分な連携を図ることが必要となっている。</p> <p>また、統計データ・アーカイブにおける蓄積データの基となる調査票情報等の保管に早急に着手することが必要である。</p> | <p>限られた統計リソースの効率的、効果的な活用を図る観点から、統計データ・アーカイブは、基本的には一つの機関に集約することとし、この機関にどのような機能を持たせるか、調査票情報まで蓄積すべきか等の詳細については引き続き検討する。その際、政令指定法人、学会等の協力を得て、統計データ・アーカイブの検討を行う。</p> <p>また、統計データ・アーカイブにおける蓄積データの基となる調査票情報等について、政府全体としての統一的な保管のためのガイドラインを策定する。</p> |

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

| No           | 項目  | 具体的な措置、方策等  | 担当府省 | 実施時期            | 昨年度の統計委員会の評価   | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等  | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等                                       |
|--------------|---|---|------|-----------------|----------------|---|-------------|--|--|
| 162<br>(p66) | 第3<br>4 統計データの有効活用の推進<br>(2) 統計データ・アーカイブの整備<br>ア 統計データ・アーカイブの整備 | ○ 統計データ・アーカイブの整備に向け、以下の取組を実施する。<br>・ 各府省、統計センター、学会等の協力を得て、検討会議を設置し、統計データ・アーカイブの整備・運用方法、保有すべき機能、対象データの範囲や保存方法を検討し、結論を得る。<br>・ 調査票情報の提供、オーダーメード集計並びに匿名データの作成及び提供の将来の在り方についても併せて検討し、結論を得る。 | 総務省  | 平成25年度までに結論を得る。 |                | ○ 「統計データの二次的利用促進に関する研究会」を3回開催し、調査票情報の提供、オーダーメード集計並びに匿名データの作成及び提供の将来の在り方について検討するとともに、統計データ・アーカイブについても、期待される機能(収集・整理・保管、統計機関相互のデータ共有・連携、ユーザーへの提供)の各々の視点ごとに論点の絞り込みを進めることとした。<br>また、平成23年度に引き続き、統計データ・アーカイブの整備に関する国外の政府統計機関等による取組事例を調査し、調査結果について上記研究会における審議に活用した。   | 実施可能        | 引き続き、「統計データの二次的利用促進に関する研究会」において、統計データ・アーカイブに係る論点の絞り込みを行い、平成25年度末までに一定の結論を得る。 | ○ 公的統計のデータは、基本的に管理保存するという方針を打ち出し、十分な管理保存を行えるようなアーカイブを整備することが必要ではないか。 |
| 163<br>(p68) | イ 調査票情報等の保管方法   | ○ 上記アの検討会議において、統計データ・アーカイブの入力データに活用する調査票情報等を各府省が適切に保管できるようにするため、各府省の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等の保管方法等を内容とする調査票情報等の保管に関するガイドラインを策定する。   | 総務省  | 平成22年度までに実施する。  | 実施済は妥当。        | ○ 「統計データの有効活用に関する検討会議」の下に設置した「統計データの有効活用に関するワーキンググループ」において、各府省等と連携・協力しつつ検討・調整を行い、平成22年度末までに、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」(平成23年3月28日付け総務省政策統括官(統計基準担当)決定)を策定し、所要の周知期間を経て平成23年10月1日から施行した。  | 実施済         |  |  |
| 164<br>(p68) |   | ○ 上記ガイドラインに基づき、所管の基幹統計調査に係る調査票情報、匿名データ、調査概要書類、符号表等を適切に保管する。   | 各府省  | 平成23年度から実施する。   |                | ○ 「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」の内容について、内部規程に従い適切に実施している。【総務省】<br>○ 当該ガイドラインに基づき、適切に対応している。【財務省】<br>○ 文部科学省においては、平成23年10月に策定した「調査票情報等を適正に管理するためのマニュアル」に基づき、適切に対応している。【文部科学省】<br>○ 調査票情報等については、統計情報部における調査票情報等の管理要領等に基づき適正に管理されている。【厚生労働省】<br>○ 総務省のガイドラインを受け、調査票情報等の管理等に関する内部規定を策定し、適正に管理している。【農林水産省】<br>○ ガイドラインに基づき、経済産業省としての調査票情報の管理に関する規定により、適切な情報管理を行っている。【経済産業省】<br>○ 情報セキュリティポリシーを含めた関係法令等も踏まえ、適切に対応している。【国土交通省】 | 継続実施        | —  |  |
| 165<br>(p68) |   | ○ 上記の取組を支援する観点から、統計センターが各府省からの調査票情報、匿名データ等の保管の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講じる。  | 総務省  | 平成23年度までに実施する。  | 今後とも継続的な取組が必要。 | ○ 総務省では統計センターの第2期中期目標において、調査票情報の二次的利用を効率的かつ効果的に行うため、国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを構築し、運営する準備を行うとともに、統計法施行後は統計データアーカイブを適切に運営する旨、指示している。<br>平成24年度は、第3期中期目標を策定しており、その中で第2期と同様、統計センターで統計データアーカイブを適切に運営する旨の指示をしている。<br>統計センターでは、中期目標に従って、平成21年4月から、オーダーメード集計、匿名データ等の作成・提供のほか、各府省の統計調査の調査票情報、匿名データ等を保管・蓄積する統計データアーカイブの運営を行っている。  | 継続実施        | —  |  |

注) 斜体部分は、平成23年度統計法施行状況報告において報告された内容



第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

5 その他

(1) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進

|  |  |
|--|--|
| <p><b>【本文】</b></p>   | <p><b>【今後の施策の方向性についての基本的な考え方】</b><br/>(平成23年度統計法施行状況に関する審議結果報告)</p>  |
| <p><b>ア 現状・課題等</b></p> <p>現在、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。以下「最適化計画」という。)に基づき、統計データの共有のための各種取組を行っており、平成20年度から本格的な政府統計共同利用システム(以下「共同利用システム」という。)の運用を開始した。各府省間で統計データの共有や提供を推進することは、統計データの効率的な作成、国民等にとっての有用な統計データの適時な提供、報告者の負担軽減等を図る上で重要である。</p>  | <p><b>イ 取り組みの方向性</b></p> <p>最適化計画の工程表(平成18年度から平成22年度)に基づく各種取組を着実に実施することにより、同計画に掲げる目標等を達成し、その効果を最大限発揮することで、府省間でのデータ共有や提供を推進する。</p> <p>また、最適化計画に基づくフォローアップの一環として、報告者、統計利用者や各府省からの要望、共同利用システムの運用状況、最適化の取組の実施状況等を踏まえ、最適化計画や共同利用システムに関する諸課題の把握を行い、必要に応じて最適化計画の見直しを行う。</p> |
| <p>○ e-Statを含む政府統計共同利用システムは、国民等にとっての有用な統計データの適時な提供や、報告者の負担軽減・効率的な統計作成等を図る上で重要である。このため、総務省を中心とした各府省は、統計データの有用性の向上を図る観点から、ニーズやコスト面にも留意しつつ、e-Stat利用者の利便性の更なる向上を図ることが必要である。その際、総務省は、e-Stat上に設けられているアンケート機能の充実を図るなどして、利用者の属性や利用実態等の把握に努め、更なる情報提供機能等の改善に向けた検討に活用するなどの方策についても検討が必要である。</p> <p>○ また、各府省では、基幹統計を中心に、外国語版又は外国語を併記するなどした統計データの提供にも努めているが、ニーズやコストにも留意しつつ、引き続き取組を推進することが必要である。なお、総務省は、統計分野におけるデータ交換の効率化等を図る観点から、国際機関等におけるデータ収集等の実状や動向について、今後とも注視することが必要である。</p> |  |

**【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)**

| No           | 項目   | 具体的な措置、方策等   | 担当府省 | 実施時期          | 昨年度の統計委員会の評価 | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等   |
|--------------|--|--|------|---------------|--------------|---|-------------|-----------------|--|
| 166<br>(P70) | 5 その他<br>(1) 政府統計共同利用システムの活用等による府省間でのデータ共有や提供の推進 | ○ 最適化計画に基づき、以下の事項を実施する。<br>・ 統計センターが運用管理している共同利用システム等を活用し、府省間でのデータ共有や提供を推進する。<br>・ 最適化計画の実施評価報告書の作成等を通じて、同計画に基づく各種の取組の進捗状況について、毎年度フォローアップを着実に実施し、最適化計画や共同利用システムに関する諸課題の的確な把握を行い、必要に応じ同計画の見直しを行う。 | 各府省  | 平成21年度から実施する。 |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最適化計画の実施状況のフォローアップを実施し、統計表管理システムへの登録状況について把握し登録作業を実施している。</li> <li>○ 政府統計共同利用システムを活用し、府省間でのデータ共有や提供を推進した。【以上内閣府】</li> <li>○ 当庁で行っている統計の一部を政府統計共同利用システムに載せており、府省間でのデータ共有や提供を図っていると、その活用状況について毎年度フォローアップを行い、的確な現状把握に努めている。【警察庁】</li> <li>○ 政府統計共同利用システムにおいて各府省のデータを共有、提供。統計表は累計50万1,000件を登録(平成25年3月末現在)。</li> <li>○ 政府統計共同利用システムの利用の推進により、平成24年度中の統計表へのアクセス数は約4000万件。</li> <li>○ 平成23年度最適化実施評価報告書をCIO連絡会議で決定(平成24年9月)。同報告書の評価に基づき、各府省へヒアリング等を行い、一層の取組を働きかけるなどフォローアップを実施。【以上総務省】</li> <li>○ 最適化計画に基づき、政府統計共同利用システムにおける統計表データの共有、提供を継続している。【法務省】</li> <li>○ 最適化計画に基づきデータ提供を進めているなど、同計画のフォローアップを実施。【文部科学省】</li> <li>○ 平成21年6月末をもって厚生労働省統計表データベースに蓄積されていた統計表データを政府統計共同利用システムの統計表管理システムに移行し、政府統計の総合窓口(e-Stat)のポータルサイトから一元的に提供することにより、同サイトを通じた府省間でのデータ共有や提供を図っている。<br/>また、最適化計画に基づいたフォローアップを実施するとともに、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画簡易マニュアル」(平成23年度作成)を更新し、省内担当者への周知徹底に努めた。【厚生労働省】</li> <li>○ 最適化計画に基づき、政府統計共同利用システムの活用を推進するとともに、同計画に基づいた各種取組の進捗状況について、フォローアップを実施。【農林水産省】</li> <li>○ 公表した統計表(結果表)について、政府統計共同利用システムの「統計表管理システム」への登録作業及び基幹統計の統計表データについて、「統計情報データベース」への登録作業を継続して進めた。【経済産業省】</li> <li>○ 最適化計画に基づくデータ提供等、同計画に準拠した対応を行っているところ。【国土交通省】</li> </ul> | 継続実施        | -               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ オンライン調査の導入も含めた統計調査方法の検討も必要ではないか。PC、スマホ、タブレット端末などを利用する者が増えたことにより、様々なオンラインの方法があるのではないか。</li> <li>○ 統計調査のインプットとアウトプットの両側の重複回避(効率的な統計体系)に向けて電子化を推進すべきではないか。</li> <li>○ 統計のユーザビリティの向上</li> <li>○ ICTを活用したオンライン調査の推進</li> </ul> |

第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項

5 その他

(3) 統計の中立性

|   |  |
|---|--|
| <b>【本文】</b>   |  |
| <b>ア 現状・課題等</b>   | <b>イ 取り組みの方向性</b>  |
| <p>統計調査の結果は、国民の真摯な協力の有無によって左右されるものであり、統計に関する国民の信頼を確保することは、質の高い優れた統計を作成する上で、必要不可欠となっている。</p> <p>特に、公表結果が社会的に大きな影響を与える重要な統計については、その結果が公表前に外部に漏えいした場合や、利害関係者にとって都合の良い結果を導くために、集計方法等を恣意的に変更したとの疑念が生じた際には、統計に対する国民の信頼を失う結果となる。</p> <p>このため、公的統計に対する国民の信頼を確保し、質の高い優れた統計を作成及び提供する観点から、作成及び公表過程の透明化を図るとともに、あらゆる利害関係者から中立的であることや、作成に携わる職員に秘密の保持を厳守させることが必要である。</p> | <p>あらゆる利害関係者からの圧力に影響されず、国民の信頼を確保しつつ、質の高い優れた統計を作成し、提供する観点から、作成過程の一層の透明化を図るとともに、公表期日前の事前情報を共有する範囲等を内規として定め、それらの情報を適切に公表する。</p> |

**【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)**

| No               | 項目                        | 具体的な措置、方策等  | 担当府省 | 実施時期          | 昨年度の統計委員会の評価       | 平成24年度中の検討状況又は進捗状況  | 実施済・実施予定等の別 | 平成25年度中の見込み、課題等 | 審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等 |
|------------------|---------------------------|---|------|---------------|--------------------|---|-------------|-----------------|--------------------------------|
| 172、173<br>(P74) | 第3<br>5 その他<br>(3) 統計の中立性 | ○ 上記3(2)のガイドラインを踏まえ、調査方法などの統計の作成過程についてインターネット上等で公表する。 | 各府省  | 平成22年度から実施する。 |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最適化計画別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に基づき、調査結果等を公表した。【人事院】</li> <li>○ 「統計の品質保証に関するガイドライン」及び最適化計画の別紙5「統計に係るホームページの共通メニュー及び共通掲載項目」に基づき、品質表示の実施計画を策定し、表示事項の見直しを実施している。【総務省】</li> <li>○ 犯罪被害実態(暗数)調査の結果を平成25年3月に「法務総合研究所研究部報告」として発刊した。【法務省】</li> <li>○ 「統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、調査方法などの統計の作成過程について、ホームページに順次掲載している。【厚生労働省】</li> <li>○ 「統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえた品質表示の取組を一般統計調査にも拡大した。【農林水産省】</li> <li>○ 省内統計実施課室に対し、定量的観点を取り入れた品質評価の実施を依頼するとともに、実施計画の策定及びHPへの掲載依頼についても合わせて依頼した。【経済産業省】</li> <li>○ 「統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、品質表示の取組を進めている。【国土交通省】</li> </ul>   | 継続実施        | —               |                                |
|                  |                           | ○ 公表期日前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を内規として定め、公表する。             | 各府省  | 平成22年度から実施する。 | 実施予定のものを除いて実施済は妥当。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「産業連関表の公表期日前統計情報等の共有範囲等に関する要領」について定め、公表期日前統計情報等を知り得る者の範囲について、ホームページにおいて公表した(平成24年12月)。【総務省】</li> <li>○ 総務省(政策統括官室)において、「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」を平成22年5月12日に決定。これを基に、各府省は、以下のとおり、所管する基幹統計について、事前情報の共有範囲等に係る内規を策定(一部、実施予定を含む。)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「国民経済計算に関する公表期日前統計情報等を共有する者の範囲」を定めた(公表は平成23年4月1日)。【内閣府】</li> <li>・産業連関表については、調査結果の公表は平成26年度を予定していることから、内規は平成24年度末までに策定・公表する予定。【総務省(政策統括官)】</li> <li>・平成23年4月に「公表期日前統計情報等を共有する者の範囲等に関する要領」を策定し、公表した。【総務省(統計局)】</li> <li>・「統計の公表期日前資料の共有範囲等について」を作成し、ホームページに公表(平成23年3月)。【財務省】</li> <li>・「文部科学省が所管する基幹統計の公表前資料の共有範囲等に関する内規」を定め、公表している(平成23年3月)。【文部科学省】</li> <li>・「公表期日前統計情報等を共有する範囲等に関する内規」について定め、公表期日前統計情報等を知り得る者の範囲については、ホームページにおいて公表した(平成23年3月)。【厚生労働省】</li> <li>・公表期日前の情報共有者の範囲に関する規程を作成し、一般的な情報共有者の範囲については、平成23年3月に公表済。【農林水産省】</li> <li>・「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」に基づき、平成23年3月に経済産業省の内規を作成し、公表期日前の情報共有者の範囲について、ホームページに掲載公表を行っている。【経済産業省】</li> <li>・「公表期日前の統計情報を共有する範囲に関する指針」に基づき、公表期日前の統計情報等を共有する範囲等について、ホームページに公表している。【総務省(政策統括官室)】</li> </ul> </li> </ul> | 実施済         | —               |                                |